

令和 4 年度定期監査報告書

(令和 3 年度事務の監査 第 2 回)

市民部	多文化共生・交流課
健康福祉部	地域支援課
	生活福祉課
	高齢者支援課
	障害者福祉課
	保険年金課
都市整備部	まちづくり推進課
	交通企画課
	道路管理課

武蔵野市監査委員

写

4 武 監 第 7 4 号
令和 4 年 7 月 5 日

武 蔵 野 市 長 松 下 玲 子 殿
武蔵野市議会議長 土 屋 美恵子 殿

武蔵野市監査委員 名古屋 友 幸
武蔵野市監査委員 浜 田 けい子

令和 4 年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、下記について監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を提出します。

指摘事項については、措置を講じたうえ、再発防止のための職員の研修や定期的な打合せでの事務統一等を行うようお願いします。

この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、通知願います。

記

市民部	多文化共生・交流課
健康福祉部	地域支援課
	生活福祉課
	高齢者支援課
	障害者福祉課
	保険年金課
都市整備部	まちづくり推進課
	交通企画課
	道路管理課

目 次

第 1	監査の対象課	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の概要	1
第 7	監査の結果	2
	市民部	
	多文化共生・交流課	3
	健康福祉部	
	地域支援課	7
	生活福祉課	12
	高齢者支援課	19
	障害者福祉課	26
	保険年金課	31
	都市整備部	
	まちづくり推進課	38
	交通企画課	42
	道路管理課	48
	別 表	52

第1 監査の対象課

市民部多文化共生・交流課、健康福祉部地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・保険年金課、都市整備部まちづくり推進課・交通企画課・道路管理課

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

令和3年4月1日から同年12月31日までににおける財務に関する事務及びその他所管事務の執行

第4 監査の期間

令和4年2月1日から同年6月20日まで

第5 監査の着眼点

武蔵野市監査基準に従い、対象課所管の財務に関する事務及びその他所管事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第6 監査の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 予算の執行 | (予算経理、歳入調定、契約事務等) |
| 2 資金前渡 | (前渡金受領、支払、精算の時期等) |
| 3 委託料の執行 | (委託内容、契約手続、委託料の支出等) |
| 4 補助金等の交付 | (交付目的、交付手続、交付時期等) |
| 5 郵券・金券類の管理 | (管理状況、切手受払票等) |
| 6 公印の管理 | (管理状況、公印押なつ簿等) |
| 7 備品の管理 | (物品内部監査の結果を踏まえた管理状況等) |
| 8 各課個別項目 | |
| (1) 多文化共生・交流課 | 多文化共生・交流に関する事業 |
| (2) 地域支援課 | 成年後見制度利用促進に関する事業 |
| (3) 生活福祉課 | 生活保護費、生活困窮者自立支援事業 |
| (4) 高齢者支援課 | 介護保険料の賦課徴収及び減免、テンミリオンハウス事業 |
| (5) 障害者福祉課 | 障害者自立支援給付等事業、放課後等デイサービス事業 |
| (6) 保険年金課 | 国民健康保険税の賦課、後期高齢者医療制度の給付・賦課・徴収 |
| (7) まちづくり推進課 | バリアフリーの街づくり事業 |
| (8) 交通企画課 | 自転車対策事業、道路新設改良事業 |
| (9) 道路管理課 | 道路占用許可及び道路占用料の徴収、道路の維持管理事業 |

第7 監査の結果

監査の結果は、第1から第5までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおりである。

なお、文中「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものであり、「監査意見」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「改善」を指し、不当又は不正な事務処理には該当しないが改善の可能性がある認められる事実があった場合に、市の組織及び運営の合理化に資するための意見を表明するものである。

市民部 多文化共生・交流課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の歳入は、予算現額142,000円、調定額0円、収入済額0円で、予算現額に対する収入率は0%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の歳出は、予算現額117,107,000円、支出済額74,122,026円で、執行率は63.3%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表1（P52参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡は2件で、うち精算起票済2件、精算戻入済2件である。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、4件である。このうち、主管課契約分が3件、管財課契約分が1件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年4月から12月までの補助金等の交付は、1件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 支出命令書において、起票日より前の日付の課長決裁印が押印されているものが見受けられた。
- 2 前渡金整理簿において、支払金額の記載が誤っているものがあった。
- 3 委託契約の契約締結兼支出負担行為伺書において、積算根拠の資料等がなく、特記事項欄の記載が漏れているものがあった。
- 4 特命随意契約をしている委託契約において、随意契約とした根拠法令及び1者のみを指定した具体的な理由の記載が漏れているものが見受けられた。
- 5 補助金の交付申請書において、文書收受登録が行われていないものがあった。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、多文化共生・交流課では、金券類及び公印の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、訂正に修正テープを使用しているものがあった。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 多文化共生・交流に関する事業

(1) 多文化共生に関する事業

多文化共生・交流課では、国際交流、国内交流に関する事業の実施や、公益財団法人武蔵野市国際交流協会（M I A）と連携して、本市で生活し、学び、働く外国籍市民への生活支援等を行っている。

令和2年4月から、これまでの交流事業課から多文化共生・交流課に課名が変わり、多文化共生に関する取組に力を入れている。

従前から行っている「市報むさしの」の10言語でのウェブ掲載に加え、市政窓口等における日本語が得意でない方とのコミュニケーション支援として、令和2年度にはA I 翻訳機器の導入、令和3年度は、モバイル端末機を使用した遠隔通訳サービスの試験導入も行っている。

さらに第六期長期計画において「外国籍市民の支援」が掲げられていることから、令和3年度に本市の住民基本台帳に登録されている外国籍市民を対象に外国籍市民意識調査を実施した。令和3年10月25日～12月5日にアンケート調査・インタビュー等を実施し、令和4年2月に報告書を公表した。今後は、その調査結果等をもとに、令和4年度中に多文化共生推進プラン（仮称）を策定する予定である。

(2) 国際交流事業

本市は、ルーマニア・ブラショフ市と友好交流関係にあったことから、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、平成28年にルーマニアのホストタウンとして登録された。ホストタウンとは、参加国・地域の交流を推進し、相手国と人的、経済的、文化的な交流を図り、相互に応援しながら大会をともに盛り上げていくことを目的とした取組である。

まず、本市とルーマニアに縁のある方で構成された「ルーマニアホストタウン懇談会」を開催し、本市らしいホストタウン事業の実現に向けその方針をまとめ、実施にあたっ

ては、「ホストタウン事業推進実行委員会」を設置して、ホストタウン事業の周知を図るべく、さまざまなイベントや啓発活動を行ってきた。

ホストタウン事業実施にあたっては、市民等から「ホストタウンサポーター」を募集し、一丸となって東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成を図った。4か年かけ「知ってみルーマニア！」と題し、ルーマニアの食、歴史、文化にスポットをあて紹介するイベントを計7回開催したほか、平成29年には市制施行70周年、友好交流25周年記念としてルーマニアとの交流のきっかけとなった交響楽団を招へいし公演を行った。平成30年、令和2年には市民団の相互派遣により交流を深めた。また、平成31年には、練習環境が十分とは言えないルーマニアのパラアスリートを支援するために行った「ルーマニアパラアスリート募金」を活用し、パラアスリートを招へいした。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は無観客での開催となり、選手団を迎え、対面で交流することはできなかったが、令和3年8月から9月にかけて選手村滞在中のルーマニア・パラリンピック選手団と3回にわたりオンラインでの交流会を行った。合計35人が参加し、選手への応援などを行った。

ルーマニアホストタウン事業の予算現額は、5,378,000円で、令和3年12月末までの執行済額は612,496円である（執行率は11.4%）。

これまでは、ルーマニア・ブラショフ市にあった「日本武蔵野センター」にて、日本語教室等を開催し、ルーマニアの人々との交流を深める活動を行ってきたが、今後は市民相互交流へ発展させる予定である。

このほか、本市では、主に青少年を対象に、国際理解を相互に深めていくことを目的として、アメリカ合衆国テキサス州ラボック市、大韓民国ソウル特別市江東区、大韓民国忠清北道忠州市との交流事業を行っている。ロシア連邦ハバロフスク市との交流においては、令和3年度までは児童青少年課が所管していたが、令和4年度から多文化共生・交流課が所管している。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、令和2年度から派遣及び受入事業は中止となっている。

（3）国内交流事業

本市には、富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町の9つの友好都市があり、市民交流ツアーの実施や、友好都市宿泊施設利用助成として、市民が友好都市の対象宿泊施設に宿泊した際、1人1泊3,000円の助成を行っているほか、南房総市の海水浴場開設期間中の民宿利用助成として、宿泊費の一部を助成している。

また、都市と農村漁村が相互に協力し発展することも目指し、自然豊かな9市町村と本市が武蔵野市交流市町村協議会を設立し、各自治体の首長や議員、職員が集まり、研修や意見交換を通じて、横のつながりを深めている。各自治体からの負担金は、「美しいふるさと風土」の保全と活用に関する事業などに充てられている。

しかしながら国内交流事業についても、令和2年度から一部の期間を除き中止となり、再開は新型コロナウイルス感染症の状況を見て再検討することになっている。新型コロ

ナウウイルス感染症の感染拡大により、令和4年度も対面での交流は難しいことが予想されるが、国際・国内交流ともにオンライン等での交流など新たな方法を検討している。

多文化共生・交流に関する事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 起案書において、個人情報が含まれているが、情報公開の予備的判断欄が「開示」と記載されているもの及び個人情報欄が「なし」と記載されているものが見受けられた。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

- 1 ルーマニア・ブラショフ市との交流について

これまでの日本武蔵野センターの運営を通じた交流の実績及び成果を踏まえ、市民同士の交流という新たな展開により、ブラショフ市との交流が一層深まることを期待したい。

健康福祉部 地域支援課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の歳入は、予算現額1,752,965,000円、調定額11,684,250円、収入済額8,767,010円で、予算現額に対する収入率は0.5%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の歳出は、予算現額1,948,797,000円、支出済額145,290,650円で、執行率は7.5%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表2（P53参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、12件である。このうち、主管課契約分が9件、管財課契約分が3件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年4月から12月までの補助金等の交付は、6件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 支出負担行為伺書（単価契約）において、物品主任の押印が漏れているものがあった。
- ② 契約締結兼支出負担行為伺書において、課長補佐が代決しているが、その後課長の後閲を受けていないものがあった。
- ③ 契約締結報告書兼経過調書において、起票日、契約確定日及び納期の開始日が、見積書兼請書の契約確定日より前の日付になっているものがあった。
- ④ 委託契約において、見積書兼請書の添付が漏れているものがあった。
- ⑤ 委託契約の契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格・比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。また、予定価格・比較価格が鉛筆で記載されているものがあった。

- 6 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが多数見受けられた。
- 7 見積書兼請書（委託等）において、契約番号の記載が誤っているもの及び割印の押印が漏れているものがあった。
- 8 補助金の申請において、補助金等交付規則第5条で定める事項が記載されていないもの及び同規則で定める第1号様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。また、文書收受登録が行われていないものがあった。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、地域支援課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、記載が漏れているものが見受けられた。
- 2 切手受払票に記載のない取得の経緯が不明な切手があった。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 成年後見制度利用促進に関する事業

成年後見制度は、認知症や障害があることにより日常生活や財産の管理等に支障がある人を社会全体で支え合うための制度として平成12年から始まった。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が平成28年5月に施行され、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなった。

本市では、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域の中で、その人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため令和2年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、令和2年度～令和5年度までの4年間に取り組む成年後見制度利用促進に関する施策の体系を明記した。

（1）成年後見制度利用促進基本計画

ア 計画の位置付け

この計画は、成年後見制度利用促進法第14条に基づく計画で、市の最上位計画であ

る第五期長期計画・調整計画及び第六期長期計画を受けた健康福祉分野の基本となる計画である第3期健康福祉総合計画等の関連する各種計画との整合性を図っている。そして、第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画（平成30年3月）において、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進を掲げ、その中で福祉公社など関係機関と連携し、成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた検討を行うこととしている。

イ 本市の状況

①高齢者数等の推移

- ・高齢者数は増加が続いており、平成30年には32,145人（総人口の22.1%）である。
- ・本市の特徴として、国や都に比べて高齢単身者世帯の比率が高い状況である。
- ・認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は増加が続いており、平成30年には3,978人となっている。
- ・知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いており、成年後見制度の潜在的な利用者数は増加している。

②成年後見制度等の利用状況

- ・本市の成年後見制度利用者数は、平成30年12月末日現在337人、人口1万人に対して22.8人で、東京都計（18.7人）、市部計（22.3人）より多い。
- ・平成30年に開始された事案の成年後見人等と本人との関係をみると、本市では「弁護士・司法書士・社会福祉士」（44.0%）に次いで「その他法人」（主に公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という。））が34.7%と多くなっている。他の市区町村ではこのような傾向は見られず、東京都（3.9%）や全国（4.3%）と比べても際立った特徴を示している。
- ・市内の成年後見制度利用については、福祉公社が成年後見制度推進機関となって相談と制度利用等の対応を行っている。
- ・福祉公社の成年後見人等受任者数は、平成30年度で135人である。

③成年後見制度利用促進の取組状況

- ・福祉公社では平成27年度から、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市の各市と合同で、7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成講習事業を実施し、市民後見人を養成・育成している。
- ・本市では、申立権者のいない高齢者、障害者が成年後見申立てを必要とした場合、市長が申立て手続きを行う成年後見市長申立てを行っている。
また、成年後見人、保佐人及び補助人に対する報酬の支払に要する費用の一部を助成する現在の成年後見人等報酬支払費用助成を平成28年度から行っている。
平成30年度の市長申立件数は4件、成年後見人等報酬支払費用助成は13件である。

ウ 基本課題

- ①制度の周知不足による誤解・不信の問題
- ②本人の意思決定を尊重した継続した支援が必要
- ③福祉公社等の取組を広げる、ネットワークの構築が必要

エ 施策の展開

基本目標を「生涯を通じて 本人意思が尊重され安心して 自分らしく暮らせるまち」とし、施策の体系の中で、11項目の具体的な利用促進に関する事業展開を明記している。

(2) 令和3年度成年後見制度利用促進事業・事業計画

令和2年度～令和5年度の4か年の2年目にあたる令和3年度の事業は、以下の9事業であった。

ア 成年後見制度利用促進基本計画の実施状況の点検・評価

- ・実施状況の点検：成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会
- ・評価等：健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議

イ 成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の開催

成年後見制度に関わる法律及び福祉の関係者等が連携し、及び協力し、成年被後見人等への支援等を行う。

ウ 成年後見利用支援センターの運営

成年後見制度利用促進に関わる中核機関として、令和2年4月1日に福祉公社内に新たに設置した。市と福祉公社が連携して運営する。センターでの相談機能の強化を行うほか、ケアマネ等への周知により利用支援体制の整備を行う。

エ 成年後見制度市民講演会の実施

成年後見制度への理解を深め、利用を促進するため、市民向けに講演会を実施した。

オ 障害の子を持つ親等に向けた学習会・相談会の実施

障害者を持つ親・家族が亡き後に何を備えておくべきかについての学習会及び専門家による個別相談会を行う。

カ 老いじたく講座の実施

高齢者が直面する生活課題とその解決について、権利擁護センター職員が講師となり説明する。定期講座は「老いじたくの基礎知識」「成年後見制度について」「エンディングノートの書き方講座」の3つがある。出張講座も実施している。

キ 受任者調整に関する検討

中立及び公平なマッチングの仕組みの検討を行う。

ク 担い手支援について

成年後見人等報酬支払費用助成事業の周知を行う。

ケ その他

毎月1回、市長申立判定会議を実施している。

成年後見制度利用促進に関する事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 成年後見人等報酬支払費用助成に係る申請書及び決定通知書において、要綱で定める第1号様式及び第2号様式と異なる様式を使用していた。
- 2 起案書において、合議の順序に誤りが見受けられた。また、文書収受登録が行われていないもの及び施行日の記載が誤っているものが見受けられた。

文書管理規則及び要綱に基づき、適正に処理されたい。

健康福祉部 生活福祉課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の歳入は、予算現額3,203,544,400円、調定額2,804,211,394円、収入済額2,510,380,651円で、予算現額に対する収入率は78.4%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の歳出は、予算現額4,169,182,000円、支出済額3,033,473,589円で、執行率は72.8%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表3（P55参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡は112件で、うち精算起票済69件、精算戻入済69件である。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、36件である。このうち、主管課契約分が18件、管財課契約分が18件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～3について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 特命随意契約をしている委託契約において、随意契約とした根拠法令の記載が漏れているものがあった。
- 2 見積書兼請書（委託等）において、個人情報特記仕様書の添付が漏れているものが見受けられた。
- 3 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものが見受けられた。
- 4 委託契約の契約変更の承諾書において、収入印紙の貼付及び仕様書（変更）の添付が漏れているものがあった。
- 5 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受け

られた。また、再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載が誤っているもの及び記載が漏れているものがあった。

〔6〕 前渡金整理簿において、記載が誤っているもの及び記載が漏れているものが見受けられた。また、細節が異なるが同一の前渡金整理簿に記載されているものがあった。

〔7〕 前渡金整理簿において、受領日の担当者印及び資金前渡受者確認印の押印が漏れているものがあった。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 〔1〕 切手受払票において、記載が漏れているもの及び記載が誤っているものがあった。
- 〔2〕 切手受払票及びごみ処理袋引換券の受払票において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 〔3〕 入浴券受領者リストにおいて、残数の確認が行われていない月があった。
- 〔4〕 公印押なつ簿において、公印管理者の確認印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 〔5〕 公印押なつ簿において、公印規程で定める第5号様式と異なる様式を使用していた。
- 〔6〕 新規購入備品において、備品登録及び備品シールの貼付が漏れていた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 生活保護費

(1) 概要

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである。

保護には8つの保護の種類があり、被保護者の必要に応じ、単給又は併給される。

ア 生活扶助	衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
イ 教育扶助	義務教育に伴って必要な学用品、通学交通費、学校給食費等
ウ 住宅扶助	住居、補修その他住宅の維持に必要なもの
エ 医療扶助	診療、薬剤又は治療材料等
オ 介護扶助	居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、介護予防等
カ 出産扶助	分娩の介助、その後の処置、衛生材料

キ 生業扶助 生業に必要な資金・器具・資料、技術の習得、就労に必要なもの
ク 葬祭扶助 火葬、納骨、その他葬祭に必要なもの

保護は、資産（預貯金・生命保険・不動産等）、能力（稼働能力等）、他の法律による援助、扶助等その他あらゆるものを生活に活用しても、なお、最低限度の生活が維持できない場合に行われる。保護は、被保護者、扶養義務者又は同居の親族の申請に基づいて開始するが、被保護者が急迫した状態にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる。

保護の要否の決定は、原則世帯を単位として行う。保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した被保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものである。なお、基準額は、被保護者の年齢性別、世帯構成、所在地域その他保護の種類に応じて、必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすのに十分なものであり、かつ、これを超えないものとされている。

令和3年12月の1か月間に生活保護費を受給した実人員は1,667世帯、1,897人である。また、令和3年4月から12月までの保護の開始は125世帯150人で、廃止は128世帯138人である。

令和3年度のケースワーカーを担当する職員数について、社会福祉法第16条に定める基準及び令和3年度の市の配置人数は次のとおりである。

	被保護世帯数	査察指導員		現業員(面接相談員・地区担当員)	
		標準数	現員数	標準数	現員数
令和3年4月	1,682世帯	3人	4人	21人	22人

(2) 生活保護費の支給、返金等

生活保護費は、原則として毎月3日に銀行振込、窓口払い、郵便の現金書留等により支給している。窓口払いは、委託業者が封詰めしたものを支給日に市の窓口で受給者に現金で支給し、当日支給できなかった生活保護費は、封筒ごと会計課金庫にて保管する。

未支給分の生活保護費は、後日市職員が窓口で受給者に支給する。また、救護施設及び更生施設入所者については、入所に掛かる費用は、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、施設に支払っている。

令和3年12月末日現在の生活保護法による生活保護費の支給総額は、2,827,017,513円で、その内訳は、次のとおりである。

生活扶助費	991,276,679円	生業扶助費	2,315,503円
住宅扶助費	665,099,982円	葬祭扶助費	5,042,763円
教育扶助費	3,485,827円	施設扶助費※1	45,023,217円
医療扶助費	1,077,397,160円	介護扶助費	37,292,171円
出産扶助費	5,500円	就労自立給付金※2	78,711円
		進学準備給付金※3	0円
合 計			2,827,017,513円

※1 被保護者が救護施設等の保護施設に入所した場合に、当該施設に支払う事務費等。

※2 被保護者の就労による自立促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して支給される給付金。

※3 被保護者世帯の子どもの大学等への進学支援を目的に、大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立上げの費用として支給される給付金。

なお、生活保護費は、被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたときは返還しなければならない、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、その費用を徴収することができる。

また、被保護者の生活状況の変化等により生活保護費が減額となり、過支給となった分の返納については、支出した経費に戻入を行うが、出納閉鎖後の年度に該当するものは、現年度の歳入としなければならない。

令和3年12月末日現在の生活保護費弁償金及び生活保護費返還金の歳入状況は、次のとおりである。

	調定件数	調 定 額	収入済額	収入割合
生活保護法第63条 (生活保護費弁償金)	68件 (356人)	116,206,363円	19,266,209円	16.6%
生活保護法第78条 (生活保護費弁償金)	5件 (129人)	110,001,897円	3,660,719円	3.3%
生活保護費弁償金 計	73件	226,208,260円	22,926,928円	10.1%
地方自治法施行令第160条 (生活保護費返還金)	2件 (812人)	34,704,233円	1,412,858円	4.1%

(3) 現金の管理

現金の保管及び事故防止の取組について、適正に行われていることを確認した。

生活保護費について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 通帳の確認において、月日の記載が誤っているものがあった。

適正に処理されたい。

[監査意見]

- 1 現金の取扱いについて

生活保護費の現金の取扱いについては、縮減を図られているが、運用上どうしても一定の現金の保管も必要とされるので、現金保管のリスク管理の更なる徹底に努められたい。

7 生活困窮者自立支援事業

(1) 概要

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うため、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護の対象となる方も含め、生活困窮者に対する相談窓口を生活福祉課に設置している。相談の内容によって、生活保護が必要な方に対しては生活保護による支援を行い、生活保護に至らないものの生活に困窮している方には自立相談支援事業により、公益財団法人武蔵野市福祉公社の自立生活サポート相談支援員が一緒に課題の解決を図り、自立支援を行う。

自立相談支援事業で作成された支援計画に基づき、状況に応じた支援を行う。以下の4つの事業がある。

ア 住居確保給付金事業

就労能力・意欲のある方で、離職等により住居を喪失した方又はそのおそれのある方に、家賃額相当の給付金を支給する支援を行う（3か月を原則とする。上限あり）。

イ 就労準備支援事業

直ちに就労が困難な方に、生活習慣の形成や社会的能力の習得、就労体験の場の提供等の支援を行う（生活自立支援及び社会自立支援1年以内、就労自立支援おおむね6か月以内）。

ウ 学習支援事業

生活に困窮する家庭のうち、学習支援が必要な小学校3～6年生及び中学校1～3年生の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした補修教室を実施する（支援開始日の属する年度末日まで）。

エ 家計改善支援事業

家計改善支援員とともに家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や力を高め、早期に家計を再生し、生活困窮状態となることを予防する（1年以内を原則とする）。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への支援策として以下の事業を行った。令和4年度以降も継続する予定である。

ア 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（令和4年8月までの予定）

感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了する等により、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、自立支援金を支給するとともに、公共職業安定所の求職申込等を通じて常用就職を目指す活動を支援する（3か月を原則とする。）。令和3年7月に開始した。

イ 特別就職支援金（市独自事業）

新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的に困窮する世帯に対し、主たる生計維持者の求職意欲を喚起し、常用就職した場合に給料の入金までの生活の安定及び就労定着のための一助となる支援である。初回支援金と継続支援金をセットとし、各1回の支給を行う。令和3年10月に施行した。

ウ 住居契約更新料給付金（市独自事業）

新型コロナウイルス感染症の長期化による影響をふまえ、経済的に困窮し、住居喪失のおそれのある住居確保給付金受給世帯に対し、賃貸者契約の更新にかかる費用の一部を助成する支援である。令和3年10月に施行した。

（2）各支援事業の利用件数、給付金の支給等

令和3年4月から12月末日までの自立相談支援事業を利用した新規相談件数は631件、延対応件数は6,365件である。

令和3年12月の1か月間に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した実人員は62人、住居確保給付金を受給した実人員は85人である。

令和3年4月から12月末日までの生活困窮者自立支援法及び市独自事業による支給事業の件数及び支給総額は、91,639,400円で、その内訳は、次のとおりである。

市 独 自	コ ロ ナ	支給事業	新規支給 決定件数	延支給 月数	支給合計額	支給 時期
	○	新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	147件	345月	25,380,000円	7～12 月
		住居確保給付金支給事業	103件	3,789月	64,989,500円	4～12 月
○	○	特別就職支援金事業	3件	3月	150,000円	11～12 月
○	○	住居契約更新料給付金事業	22件	22月	1,119,900円	11～12 月
		計	275件	4,159月	91,639,400円	

※表項目「コロナ」は、新型コロナウイルス感染症の影響による対応事業

令和3年4月から12月末日までの生活困窮者自立支援法による支援事業の件数等は次のとおりである。

支援事業	実利用者人数	延利用回数
就労準備支援事業	4人	302回
学習支援事業	24人	620回
家計改善支援事業	9人	121回

支援事業・支給事業等は、全部又は一部を委託により実施している。令和3年度の委託金額は、64,655,048円で、主な委託状況は以下のとおりである。

委託内容	委託先	委託期間 委託金額（税込）
生活困窮者自立相談支援事業 委託	公益財団法人武蔵野市福祉公社	令和3年4月～4年3月 11,731,416円
住居確保給付金申請窓口業務 委託	公益財団法人武蔵野市福祉公社	令和3年4月～4年3月 11,609,336円
生活困窮者就労準備支援事業 委託	社会福祉法人武蔵野	令和3年4月～4年3月 8,300,000円

(3) 福祉総合相談窓口の設置

多様かつ複合的な課題を抱える方からの相談窓口を明確化し、個々の相談に対し分野横断的に関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた包括的・継続的支援を行うため、令和3年4月から、ひきこもり相談を含めた福祉総合相談窓口を新設した。健康福祉部生活福祉課内に設置し、生活相談係において相談対応にあたっている。

生活困窮者自立支援事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

健康福祉部 高齢者支援課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の歳入は、予算現額320,836,000円、調定額177,248,054円、収入済額175,993,058円で、予算現額に対する収入率は54.9%である。

介護保険事業会計歳入は、予算現額12,482,481,000円、調定額8,243,488,706円、収入済額7,366,086,121円で、予算現額に対する収入率は59.0%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の歳出は、予算現額3,257,910,000円、支出済額818,846,153円で、執行率は25.1%である。

介護保険事業会計歳出は、予算現額12,238,049,000円、支出済額7,730,363,098円で、執行率は63.2%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表4（P57参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡は42件で、うち精算起票済39件、精算戻入済37件である。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、240件である。このうち、主管課契約分が168件、管財課契約分が72件で、指名競争入札は2件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年4月から12月までの補助金等の交付は、396件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、記載が誤っているものが見受けられた。また、受領時及び完結時に資金前渡受者の確認が行われていないものが見受けられた。
- 2 契約締結兼支出負担行為伺書において、納期の始期が決裁日より前に設定されているものが見受けられた。また、予定価格・比較価格を鉛筆で記載しているもの及び予定価格

・比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。

- 3 見積書兼請書において、記載が漏れているものが見受けられた。また、収入印紙の貼付が漏れているものがあった。
- 4 契約締結報告書兼経過調書において、契約締結兼支出負担行為伺書で設定した納期を変更しているものがあった。
- 5 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。また、再委託確認書・再委託承諾申請書の記載が漏れているもの、受注者の押印及び再委託承諾書の收受印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 6 起案書において、施行日の記載が漏れているものが見受けられた。
- 7 補助金交付指令書において、補助金等交付規則で定める第1号様式と異なる様式を使用していた。
- 8 公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター補助金において、上半期実績報告書が要綱で定められた期限を過ぎて提出されていた。また、要綱の改正が漏れているものがあった。
- 9 テンミリオンハウス事業に係る補助金の補助決定通知書において、要綱で定める第5号様式と異なる様式を使用していた。
- 10 介護職・看護職Ｒｅスタート支援金支給事業に係る補助金の支給決定通知書において、要綱で定める第4号様式と異なる様式を使用していた。
- 11 訪問看護と介護の連携強化事業に係る連携費において、交付決定通知書に文書番号を記載していなかった。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、高齢者支援課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、記載が漏れているもの及び記載が誤っているものが見受けられた。
- 2 レターパックを購入し保有しているが、受払票による管理をしていなかった。
- 3 公印押なつ簿において、公印規程で定める第5号様式と異なる様式を使用していた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 介護保険料の賦課徴収及び減免

(1) 介護保険料の賦課

介護保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い、条例で定められた保険料額によって課することとされている（介護保険法第129条第2項）。保険料は3年ごとに改定され、第1号被保険者の保険料は、原則として所得状況に応じて9つの区分に分けられるが、特別の必要がある場合には、各市町村の判断により、保険料を弾力的に設定することができる（介護保険法施行令第38条、第39条）。

本市では、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて、第1号被保険者の保険料を定めており、その保険料は介護サービスに必要な費用の23%にあたる。

ア 年間保険料額

平成30年度から、所得段階が18段階（市民税本人非課税層第1～第6段階・市民税本人課税層第7～第18段階）から20段階（市民税本人非課税層第1～第6段階・市民税本人課税層第7～第20段階）に変更となった。合計所得金額160万円～400万円未満の旧9～11段階を4つの段階に細分化したことと、合計所得金額5,000万円以上の段階を新設したことによって、累進性を高め、低所得者層の負担軽減を図った。なお、第8期（令和3～5年度）の介護保険料は、すべての所得段階において、第7期（平成30～令和2年度）と同額となっている。

イ 徴収方法

原則として、特別徴収（年金引き落とし）が優先され、老齢基礎・退職・障害・遺族年金の受給額が年額18万円以上の被保険者が対象である。年度途中で65歳に到達した場合や、転入した等の場合は、当面の間は普通徴収（納付書、口座振替）となる。

ウ 保険料の算定及び通知時期

介護保険料は、特別徴収の場合、住民税確定前に前年度保険料額をもとに算定する仮徴収と、確定した住民税をもとに年間保険料額（4月～翌年3月分）算定後に通知する本徴収があり、本徴収では、決定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた残りの額を納めることとなっている。また、普通徴収の場合は、確定した住民税をもとに算定した年間保険料額を第1期（7月）から第8期（翌年2月）までに8分割することとなっている。

介護保険料は介護保険システムで管理し、6月の住民税確定を受け、システムから打ち出した賦課算定結果明細表（本算定賦課）を確認後、介護保険料納入通知書を打ち出し、発付する。

特別徴収と普通徴収の算定方法、通知時期については、次のとおりである。

【特別徴収】

納 期	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
算定方法	前年度 2 月と同額 (仮算定)		年間保険料額から、4・6 月分の保険料を 差し引いた額 (本算定)			
通知時期	前年度 7 月			7 月		

※ 8 月納期分については前年度 7 月に 4 月・6 月と同額で通知されるが、本算定において上記算定方法により算定された金額を改めて通知する。

【普通徴収】

納 期	第 1 期 (7 月)	第 2 期 (8 月)	第 3 期 (9 月)	第 4 期 (10 月)	第 5 期 (11 月)	第 6 期 (12 月)	第 7 期 (1 月)	第 8 期 (2 月)
算定方法	年間保険料額 ÷ 8							
通知時期	7 月							

令和 3 年 7 月 9 日付けで発付した本算定の通知書は、介護保険料納入通知書 33,337 件、本算定時における調定額累計は、滞納繰越分を除き 2,590,890,100 円である。

(2) 介護保険料の徴収

ア 収納

保険料の徴収方法には、普通徴収と特別徴収がある（介護保険法第 131 条）。普通徴収とは、市町村が納付義務者に納入の通知をすることによって、納付義務者から直接徴収する方法で、特別徴収とは、年金保険者に保険料を徴収させ、市町村に納入させる方法である。年金の受給額が年 18 万円以上の場合、特別徴収となり、年金からの引き落としで保険料が徴収される。

令和 3 年 4 月から 12 月までに納付された介護保険料は、現年度分が 1,752,842,800 円（調定額 2,604,563,600 円）、滞納繰越分が 6,129,400 円（調定額 32,050,300 円）である。

未納者に対しては、納期限から 30 日以内に督促を行っている。また、催告については、令和 3 年度は年 2 回送付している。

延滞金は介護保険料が納付された後、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、納付すべき保険料額（千円未満切捨て）に年 8.8%（期限の翌日から 1 か月以内は年 2.5%、いずれも令和 3 年中の割合）を乗じて得た金額の納付書を発送している。

時効（督促日の翌日から 2 年）を迎えた介護保険料については、各時効完成日の約 2 週間後に不納欠損処理を行っている。

イ 還付

重複納入や保険料額変更（転出、死亡等）による過誤納を還付するときは、介護保険料還付金振込依頼書を送付する。ただし、特別徴収の対象であった者が死亡した場合で、死亡後に支給された未支給年金から引き落とした保険料については、年金保険者の指示により、返納又は遺族への還付となる。

また、還付通知書発送後半年後を経過したものについては、対象者に勧奨通知を送

付している。年度内に還付されなかった還付金については、出納整理期間の5月に未済処理を行う。

なお、還付金の処理は、現年度分は歳入還付、過年度分は歳出還付として行っている。

(3) 介護保険料の減免

介護保険料の減免は、介護保険条例、同条例施行規則及び介護保険料減免要綱に基づいて行われている。

世帯の生計を主として維持する者が、火災等で財産に著しく損害を受けたとき又は失業等で収入が著しく減少したとき等、特別な事由がある場合に、それを証明する書類を添付して申請する。事由により、申請日以降6か月間又は12か月間の保険料の全額が免除される。ただし、年間の期別保険料の額が均一でない被保険者が多いことから、減免対象期間における期別保険料額を計算するのではなく、対象期間に相当する保険料額に割り戻して計算し、減免することとする運用が以前から行われている。

令和3年4月から12月までに行われた減免は15件で、内7件が東日本大震災による避難者である。なお、減免割合は、全件が全額免除である。

また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡若しくは重篤な傷病を負った者又は収入の減少が見込まれるものに対し減免を実施しており、令和3年4月から12月までに10件の減免が行われた。

介護保険料の賦課徴収及び減免について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 テンミリオンハウス事業

テンミリオンハウス事業は、地域の福祉団体、地域住民等が地域の人材及び建物を有効に活用し、地域において、見守りや社会とのつながりを維持する必要がある者に対し、地域の実情に応じて行う福祉サービスについて、市が補助金の交付その他必要な支援をするものである。テンミリオンハウスの管理運営は、テンミリオンハウス事業実施要綱及びテンミリオンハウス事業採択・評価委員会設置要綱に基づき行い、運営団体に対しては市及び武蔵野市民社会福祉協議会が作成した「テンミリオンハウス運営の手引き」を配布し、実務の指針としている。

(1) 事業の目的・概要

介護保険制度導入を機に、要介護度の認定で非該当となるような比較的元気な高齢者の通いの場が必要となり、市民等の共助の力を活用した新たな「介護予防」のしくみ作りが求められた。

本市では、介護保険制度が始まるにあたり、福祉サービスの面で市民に与える影響を調査したところ、その時点でデイサービスを利用していた高齢者の約3割が、利用対象から外れてしまうという結果を得たことから、介護保険を使わずに、地域に密着した支え合い（共助）の中で、見守りや社会とのつながりが必要な高齢者等の生活を総合的に

支援し、介護予防や認知症予防等に取り組む仕組みとしてテンミリオンハウス事業を実施した。

地域住民や福祉団体等が運営主体となり、これに対し、年間1千万円（テンミリオン）を上限に運営費の補助を行うほか、武蔵野市民社会福祉協議会に委託して、起業・運営支援を行い、施設ごとに特色ある事業を展開している。

（2）利用者及び主なサービス

市に在住するおおむね65歳以上の地域での見守りや社会とのつながりを必要としている高齢者を主な利用者と想定している。自力通所が可能であること、身の回りのことが自分でできることが利用できる目安となっている。利用にあたっては、登録制を取っており、高齢者に限らず利用登録することで、誰でも利用できる。乳幼児親子の集う場を設けている施設やショートステイを実施している施設もある。

提供するサービスは、各運営団体が独自に工夫し提供している。実費の徴収や金額の設定も運営団体が決めている。通所により地域へ出かけるきっかけを作り、栄養面に配慮した手作りの昼食で、食事を通じた交流と健康維持を実現している。また、施設ごとに多種多様な講座を実施しており、利用者は自分の意思に沿って自由に過ごすことができる。

（3）運営団体

運営団体は、市が公募し、地域の福祉団体や地域住民のグループなど、応募した団体の中から決定している。平成22年度に5年ごとに運営団体を公募する仕組みを導入して以来、全施設で1回以上の公募が行われ、1施設において運営団体の変更があった。

令和3年度における運営団体の公募施設は、月見路、そ〜らの家及びふらっと・きたまちの3か所で、いずれも現在の運営団体のみの応募であり、運営団体の変更はなかった。

（4）運営支援及び評価

ア 武蔵野市民社会福祉協議会

労務や経理等の各種相談、毎年度の事業計画・資金計画作成支援、他機関との連携支援など運営団体に対する運営支援を実施している。また、各運営団体が実施するスタッフ会議への出席や研修会の開催等も行っている。これらは、市が武蔵野市民社会福祉協議会に委託して行っているものである。

イ テンミリオンハウス事業採択・評価委員会

テンミリオンハウス事業では、補助金を交付するため、事業計画や資金計画の内容、事業成果等を客観的に評価する仕組みが必要であることから、テンミリオンハウス事業採択・評価委員会を設置し、各運営団体の次年度の事業計画・資金計画の採択、事業報告・決算に対する事業の採択及び運営の評価、テンミリオンハウス事業補助金を交付すべき運営団体の市長への推薦、事業実施内容の評価、補助金の交付額の採択等を行っている。

運営団体への補助期間は最長5年間で、5年ごとに公募し運営団体を決定している。なお、同じ運営団体が再度応募した結果、採択されれば、引き続き同団体が運営

を行うことができるとしている。

(5) 補助金の交付

テンミリオンハウス事業採択・評価委員会において推薦された各運営団体からの事業計画、資金計画をテンミリオンハウス事業評価基準に照らして算定し、事業採択・評価委員会で採択の後、交付を行っている。また、事業年度終了後に活動実績をもとに再度算定し、事業採択・評価委員会で採択の後、補助金交付額の確定及び精算を行うこととしている。なお、次年度に繰越ができる限度額は100万円以内としており、当年度末繰越金が100万円を超える場合は、超過した分を市へ返還することとなっている。令和2年度は、川路さんち、関三倶楽部、きんもくせい、花時計及びふらっと・きたまちの5施設において、繰越金が100万円を超えている。なお、平成30年度から、補助項目に限度額1千万円の運営費とは別枠で、光熱水費（平成26～28年度の光熱水費平均額の8割、上限なし）、運営団体交代調弁費（上限80万円）及び運営団体継続調弁費（上限40万円）の維持管理費補助を加えている。

テンミリオンハウス事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 事業提案採択及び補助対象決定通知において、要綱で定める第2号様式と異なる様式を使用していた。

要綱に基づき、適正に処理されたい。

健康福祉部 障害者福祉課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の歳入は、予算現額3,898,371,000円、調定額1,671,909,823円、収入済額1,657,346,653円で、予算現額に対する収入率は42.5%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の歳出は、予算現額5,903,131,000円、支出済額4,125,143,096円で、執行率は69.9%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表5（P63参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡は4件で、うち精算起票済4件、精算戻入済3件である。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、49件である。このうち、主管課契約分が23件、管財課契約分が26件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年4月から12月までの補助金等の交付は、104件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 見積書兼請書（印刷製本）において、暴力団等排除措置に関する特約書の添付が漏れているものが見受けられた。また、見積書兼請書（委託等）において、収入印紙の貼付が漏れているもの及び割印の押印が漏れているものがあった。
- ② 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格・比較価格の記載が漏れているもの及び予定価格・比較価格が鉛筆で記載されているものが見受けられた。
- ③ 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが多数見受けられた。また、再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載が漏れているものが多数見受けられた。

- 4 契約締結依頼書に添付されている消費税が課税されない理由書において、理由欄に記載された消費税法施行令の号数に誤りがあった。
- 5 社会福祉法人への補助金の交付において、各法人からの申請時に社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例第2条で定める書類の添付が漏れているもの及び施行規則で定める第1号様式と異なる様式を使用しているものが多数見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、障害者福祉課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、訂正印の押印が漏れていた。
- 2 公印押なつ簿において、公印規程で定める第5号様式と異なる様式を使用していた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 障害者自立支援給付等事業

障害者福祉施策については、身体、知的、精神といった障害者種別ごとに異なる法律に基づいていた障害者福祉サービスや公費負担医療等が、平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法により、共通の制度の中で提供する仕組みになった。その後、平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に法律の名称も変更し施行され、サービスが提供されるようになった。大きな改正点としては、障害者の定義には、難病者も含まれることになり、障害程度区分から障害支援区分への見直しが行われたほか、平成26年4月からは重度訪問介護の対象拡大、ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）の一元化などが実施された。さらに平成30年4月の改正により、障害者が望む地域生活が営むことができるよう、「生活」及び「就労」に対する支援の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られている。障害者総合支援法の対象となる難病等の疾病数も令和3年11月時点で366疾病となっている。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、大きく自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。さらに、自立支援給付による福祉サービスは、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給、相談支援のサービス・医療費助成に分かれ、各種様々なサービスが受けられるようになっている。

サービスを利用する場合、市の窓口に申請して、障害支援区分認定（サービスによる）やサービス等利用計画案の作成等、支給決定のプロセスを経て、サービスの利用が開始される。利用後は少なくとも6か月に一度モニタリングが行われ、サービス等の利用状況の検証や見直しが行われている。

利用者負担額は、基本的に1割と食費、光熱水費の実費負担となっているが、世帯等の所得に応じて決定され（上限あり）、食費等の減免やグループホーム利用者には家賃助成があるなど、様々な軽減措置がある。

（１）共同生活援助（グループホーム）給付

ア 目的及び概要

共同生活援助（グループホーム）給付は、障害者総合支援法第6条に規定されている自立支援給付の訓練等給付のサービスの一つであり、障害者が住み慣れた地域で生活するための支援を目的としている。グループホームとは夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行い、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている場合サービスも提供される。入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居もある。

市としては、東京都国民健康保険団体連合会からの請求による支払いのほか、グループホームを運営する事業者に対して都・市加算分の共同生活介護・援護費の給付、グループホームの入居者である障害者に対しては障害福祉サービス（共同生活援助費）の給付と家賃補助（特定障害者特別給付費）を行っている。障害者が共同生活援助のサービスを利用するには、まず市による障害支援区分の判定とサービス利用にかかる支給決定が必要であり、市からの支給決定後に障害者はグループホーム事業者と直接契約するという仕組みとなっている。なお、サービス利用にかかる給付費用は利用されるサービスに応じて市から利用者に給付されるものであるが、実際はサービスを提供する事業者が利用者負担額を差し引いた額の支払を市から受ける代理受領方式となっている。

イ 実績

令和3年度の介護・訓練等給付費の当初予算額は3,919,698,000円である。うち、令和3年12月末現在（令和3年11月実績分までの給付費）の共同生活援助の支給総額は、397,630,561円（共同生活援助299,850,611円、共同生活援助（都加算分）97,779,950円）であった。

なお、グループホーム施設利用状況については次のとおりである。

		平成31（元）年度	令和2年度	令和3年度
施設数 （か所）	市内	19	24	25
	市外	52	66	64
入所者（人）		183	193	212

※各年度末時点、令和3年度は12月末時点の実績

(2) 補装具費の支給

ア 目的及び概要

補装具費の支給は、障害者総合支援法第76条に規定されている自立支援給付の一つであり、障害者等の失われた身体機能を補完し、又は代替する用具である補装具を支給することによって、障害者が日常生活を送るうえで必要な移動等の確保及び就労場面における能率の向上を図ることを目的としている。

対象者は、車椅子、装具、補聴器、眼鏡等の補装具を必要とする障害者・難病患者等である。市は対象者からの申請に対して東京都心身障害者福祉センター等の判定又は意見に基づき補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。

また、平成30年4月の法改正により、支給基準に借受けが追加され、成長に伴って短期間での交換が必要であると認められる場合は支給の対象となったが、本市においては、利用実績はない。

補装具の購入又は修理に要した費用については、共同生活援助（グループホーム）給付と同じく代理受領方式により、補装具業者に支払っている。なお、利用者負担額は、障害者総合支援法においては原則1割となっているが、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯についてはその全額を助成している。市独自の助成として、最多納税者の市民税所得割課税額が46万円未満の世帯については5%を助成している。

イ 実績

補装具費の給付の当初予算額は31,508,000円、令和3年12月末現在の執行済額は24,248,532円で、執行率は77.0%である。なお、直近3か年の給付件数及び事業費は、次のとおりである。

年 度		平成31（元）年度	令和2年度	令和3年度
補装具 交付（修理）	件数（件）	233	237	114
	事業費（円）	25,781,181	25,999,891	24,248,532

※件数は児童も含む。なお、令和3年度については12月末現在の実績

障害者自立支援給付等事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前回の定期監査において、「障害者グループホーム等支援事業実施要綱において、障害者総合支援法に対応した要綱の改正がなされていなかった。また、要綱で定められた帳票名が実際に使用されているものと異なっているものが見受けられた。」と指摘をしたが、まだ改正されておらず、要綱で定める様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。
- 2 補装具費の給付において、市独自に最多納税者の市民税所得割課税額が46万円未満の世

帯に5%を助成しているが、規則等に助成の根拠となる規定が定められていなかった。

規則等の改正に取り組まれない。

7 放課後等デイサービス事業

平成24年4月から、障害児を対象としたサービスは児童福祉法に一本化された。都道府県が実施する障害児入所支援、市町村が実施する障害児通所支援があり、障害児通所支援の一つに放課後等デイサービス事業がある。

放課後等デイサービスとは、学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、学校以外の場所で集団生活を行う機会や居場所を提供し、生活能力向上のための訓練や社会との交流を図っている施設である。

本市においても市内に15か所（令和3年12月末時点）の放課後等デイサービス施設がある。外遊びや創作活動や季節のイベント等のさまざまなプログラムが用意され、送迎のある施設もある。

利用する場合は、市から通所受給者証の交付を受け、直接各施設と契約を結んでいる。

市としては、放課後等デイサービス等施設開設準備補助金交付要綱に基づき、工事費用、工事期間における土地及び建物の賃借料、開設に要する人件費、備品購入費等対象に補助金を交付している。国や都などからの補助がある場合はその金額を控除した額と比較し、年額250万円又は500万円を上限に補助している。令和3年度においては、12月までに1件の交付申請があった。

すでに開設している放課後等デイサービス等施設については、放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付要綱に基づき、施設の賃借料に要する費用と更新料に対して月額25万円を上限に補助金を交付している。令和3年4月から12月末までの交付件数は43件、金額は9,143,000円である。

また、肢体不自由児や医療ケア児においては、設備や人員面などの理由において民間の放課後等デイサービス施設では受入れが難しいこともあり、令和2年12月に放課後等デイサービス施設条例を制定し、社会福祉法人武蔵野を指定管理者として、療育相談機能も持った放課後等デイサービス施設「パレット」を桜堤ケアハウス内に開設した。基本協定書と年度協定書に基づき、施設の運営管理にあたっている。令和3年度は、管理運営に関する委託料として、39,224,114円を支出しており、協定期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）終了後60日以内に精算することになっている。

放課後等デイサービス事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

健康福祉部 保険年金課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の一般会計歳入は、予算現額523,594,000円、調定額271,729,000円、収入済額271,729,000円で、予算現額に対する収入率は51.9%である。

国民健康保険事業会計歳入は、予算現額12,860,229,000円、調定額9,189,640,822円、収入済額7,811,589,407円で、予算現額に対する収入率は60.7%である。

後期高齢者医療会計歳入は、予算現額3,816,617,000円、調定額2,387,631,740円、収入済額1,653,273,573円で、予算現額に対する収入率は43.3%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の一般会計歳出は、予算現額3,111,557,000円、支出済額1,497,432円で、執行率は0.0%である。

国民健康保険事業会計歳出は、予算現額12,860,229,000円、支出済額8,379,985,720円で、執行率は65.1%である。

後期高齢者医療会計歳出は、予算現額3,816,617,000円、支出済額2,273,553,798円で、執行率は59.6%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表6（P65参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、37件である。このうち、主管課契約分が24件、管財課契約分が13件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年4月から12月までの補助金等の交付はなかった。

上記1～3について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 契約締結兼支出負担行為伺書、支出負担行為伺書（単価契約）及び契約締結報告書兼経

過調書において、課長補佐が代決しているが、その後課長の後閲を受けていないものがあった。

- 2 印刷製本及び委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているもの及び再委託確認書・再委託承諾申請書の記載が漏れているもの、また、校正カードの徴取が漏れているもの及び校正カードの記載が漏れているものが見受けられた。
- 3 契約締結兼支出負担行為伺書において、合議の決裁印及び訂正印の押印が漏れているもの、また、予定価格・比較価格及び設計説明日の記載が漏れているものが見受けられた。
- 4 特命随意契約をしている委託契約において、随意契約とした根拠法令及び1者のみを指定した具体的な理由の記載が漏れているものが見受けられた。
- 5 東京都国民健康保険団体連合会からの請求書及び東京都からの交付通知において、課長決裁印及び収受印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 6 契約締結報告書兼経過調書において、国民健康保険特別会計である旨の記載が漏れているものが多数見受けられた。また、見積書の徴取を省略できる旨の記載が漏れているものがあった。
- 7 起案書において、施行日の記載が漏れているものが見受けられた。また、起案日が決裁日より後の日付になっているものがあった。
- 8 国民健康保険団体連合会との審査支払手数料等の契約起案において、市長名の送り状に記載された内容が、契約書原本の表記と異なるものが見受けられた。
- 9 単価契約の契約締結伺書において、単価が1項目であるが、予定価格・比較価格に予定総額が記載されているものが見受けられた。
- 10 単価契約の契約締結報告書兼経過調書において、単価が1項目であるが、落札額に予定総額が記載されているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、保険年金課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、記載欄が誤っているもの、記載が漏れているもの、訂正印の押印が漏れているもの、訂正方法が誤っているもの及び月1回の残数の確認が漏れているものが見受けられた。
- 2 公印押なつ簿において、公印管理者の確認印の押印が漏れているもの、係長が代決しているが、その後公印管理者の後閲を受けていないもの及び訂正印の押印が漏れているもの

が見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 国民健康保険税の賦課

(1) 保険税のしくみ

国民健康保険税は、医療保険分である「基礎課税額（医療給付費基礎課税額）」、75歳以上の高齢者が加入する医療制度を支援するための「後期高齢者支援金等課税額」、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に課税される「介護納付金課税額」の3種類の区分の額を合算して計算する。

(2) 税額計算（令和3年度分）

国民健康保険制度への加入月から資格喪失月の前月までを期間とし、国民健康保険被保険者の人数と算定基礎額をもとに世帯単位で計算される。本市では、下表の区分ごとに所得に応じてかかる所得割額と加入者1人ごとにかかる均等割額を計算し、これらを合わせた額を国民健康保険税として課税している。

第1期から第8期までに8分割し、100円未満の端数がある場合、調整を第1期で行っている。

区 分 (課税限度額)	所 得 割 額	均等割額 (被保険者一人につき)
医療給付費基礎課税額 (63万円)	被保険者の算定基礎額(※) × 5.00%	25,900円
後期高齢者支援金等課税 額 (19万円)	被保険者の算定基礎額(※) × 1.80%	9,800円
介護給付金課税額 (17万円)	被保険者の算定基礎額(※) × 1.50%	12,200円

※ 算定基礎額＝令和2年中の総所得金額等－基礎控除額

令和3年1月1日に本市に住所を有する被保険者については、市民税課で所得を把握しているため、市民税課のデータを使用して税額を計算、賦課するが、所得が把握できない場合、まず均等割額のための賦課を行い、後日、所得が確認されると所得割額を加算又は軽減措置を適用した保険税額に更正している。

1月2日以降の転入者については、前住地等からの賦課資料回答書や被保険者から提出された申告書等により所得を把握したうえで税額を計算し、賦課している。

令和3年度の国民健康保険税当初賦課分の対象者は、21,414件、保険税額は2,947,736,400円である。

(3) 保険税の軽減制度について

擬制世帯主を含む被保険者の前年中の所得が次の基準以下の世帯には、均等割額の軽減措置制度がある。（賦課基準日：令和3年4月1日）

		軽減割合	基礎 課税額分	後期高齢者 支援金等課 税額分	介護納付金 課税額分
均等割額			25,900 円	9,800 円	12,200 円
令和 2 年 中 の 総 所 得 等	『43万円+10万円×（ 給与所得者等の数-1 ）』以下の世帯	7割軽減	△18,130 円	△6,860 円	△8,540 円
	『43万円+28.5万円× （加入者等の数）+10 万円×（給与所得者等 の数-1）』以下の世 帯	5割軽減	△12,950 円	△4,900 円	△6,100 円
	『43万円+52万円×（ 加入者等の数）+10万 円×（給与所得者等 の数-1）』以下の世帯	2割軽減	△5,180 円	△1,960 円	△2,440 円

(4) 保険税の減額・免除

貧困により生活のため公私の扶助を受ける方や特別の事由がある（東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の影響等）場合は、申請により保険税が減額又は免除となる場合がある。

(5) 非自発的失業者の軽減措置

離職日に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者又は、雇用保険の特定理由離職者として失業等給付を受ける方に対して、申告により、前年の給与所得を30/100とみなして所得割額を算出する。軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末である。

(6) 後期高齢者医療制度移行に伴う保険税額の措置

社会保険等の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（国民健康保険の被保険者資格を取得した日に65歳以上である人）が国民健康保険に加入する場合、旧被扶養者に係る所得割額は免除、均等割額は、低所得者軽減と合わせて半額となるように減額する。なお、低所得者軽減割合が7割・5割の世帯は、低所得者軽減割合が優先される。

(7) 令和3年度の特徴的な減免

ア 子育て世帯向けの減免

令和2年度からの税率改正における子育て世帯の負担増への配慮として、原則手続き不要で、18歳未満（4月1日時点）の国保加入者（世帯主及び配偶者を除く）が2

人以上属し、かつ納税義務者及び国保加入者等の前年の総所得金額等の合算額が「400万円+10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の世帯に対し、低所得者軽減と合わせて、18歳未満である国保加入者2人目の均等割額を半額となるよう減額し、3人目以降の均等割額を全額免除する。

イ 新型コロナウイルス感染症に伴う減免

新型コロナウイルス感染症の影響による死亡・重篤又は収入の減少が前年と比較して30%以上あった場合は、保険税の減免を行う。

国民健康保険税の賦課について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 転入者の前住地への所得照会に係る回答文書において、収受印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 2 特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例措置の起案書において、供覧が行われていなかった。
- 3 起案書において、決裁日の記載が誤っているものが見受けられた。また、係長が代決しているが、その後課長の後閲を受けていないものがあった。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

7 後期高齢者医療制度の給付・賦課・徴収

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者を対象として平成20年4月から新たに創設された医療制度で、都道府県単位で運営される。東京都でも都内全ての市区町村が加入して「東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）」を設立し、制度を運営している。

広域連合が行う業務は、被保険者の認定、保険料率の決定、保険料の賦課、医療の給付等で、市区町村は申請などの窓口業務、保険料の徴収業務、保険証の引渡し等を行う。

なお、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方は、申請手続きを経て後期高齢者医療制度に加入することができる。

被保険者には1人につき1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付される。医療費の一部負担金（自己負担）の割合は、原則1割負担だが、現役並みの所得者は3割負担となり、被保険者証にその旨記載されている。保険証の有効期限は2年間で令和2年度に一斉更新が行われた。

(1) 給付

後期高齢者医療制度では、現物給付（医療サービスの提供）と現金給付（療養費の支給）を行う。給付は広域連合が行っており、市では各種申請の受付を行っている。ただし、葬祭費については、市が広域連合から事務を受託し、審査及び支給を行っている。支給した葬祭費は、広域連合から葬祭費相当額が後期高齢者医療葬祭費区市町村交付金として市に交付される。

(2) 賦課

保険料率の決定、保険料の賦課は広域連合が行っており、保険料率は2年ごとに見直され、東京都内均一となっている。保険料は被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合算で決定する。

令和3年度は令和2年度から引き続きの保険料率となり、令和2・3年度の均等割額は44,100円、所得割率は8.72%、限度額は640,000円で、平成30・31年度と比較して均等割額が800円増、所得割率が0.08ポイント減、限度額が20,000円増となった。

令和3年度の後期高齢者医療保険料当初賦課分の対象者は、17,332人、保険料額は2,222,780,700円である。

均等割額には、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員及び世帯主の所得額を合計した額をもとに7割、5割、2割の軽減区分があり、所得割額には、被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、50%、20%の軽減区分がある。また、後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減となり、所得割額はかからない。

(3) 徴収及び還付

ア 徴収

後期高齢者医療保険料の徴収方法には、特別徴収（年金天引）と普通徴収があり、介護保険料が引き落とされている公的年金からの特別徴収が原則である。ただし、公的年金の受給額が年間18万円未満の場合、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が公的年金の1回当たりの受給額の2分の1を超える場合、また、新たに後期高齢者医療制度の対象となった場合、転入した場合などは、特別徴収ができないため、一定期間納付書や口座振替による普通徴収として納付する。特別徴収の手続きは不要だが、希望すれば口座振替に変更することができる。

普通徴収には納付書による収納と口座振替による収納があり、納付書による収納には、銀行、郵便局での納付、コンビニエンスストアでの納付、スマートフォンアプリを利用した納付の3つの方法がある。

納期限までに納付がない場合、督促を行い、さらに未納が続く場合には、催告書の送付（年3回）、電話催告等により納付を促している。

令和3年4月から12月までに納付された後期高齢者医療保険料は、現年度分1,551,317,900円（収納率68.2%）、滞納繰越分5,664,283円（収納率31.6%）である。

イ 還付

後期高齢者医療保険料の還付は、死亡、保険料変更、重複納入等により発生する。月に一度、後期高齢者医療保険料還付通知書・充当希望票及び後期高齢者医療保険料還付金請求書兼振込依頼書を対象者に郵送する。その際、滞納がある場合には、還付金を充当し、後期高齢者医療保険料充当通知書を郵送する。該当者から後期高齢者医療保険料還付金請求書兼振込依頼書が返送されると、指定された口座に振り込みを行う。振込処理は月 1 ～ 2 回行っている。

特別徴収分の死亡による還付の場合、年金機構からの通知により、相続人に還付する場合と年金保険者に返納する場合がある。

なお、還付加算金が発生する場合は、還付手続きと同時に還付加算金を計算し、その額を還付金に加算し振り込みをしている。

後期高齢者医療制度の給付・賦課・徴収について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 後期高齢者医療療養費支給申請書において、收受印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 2 後期高齢者医療療養費支給申請書において、申請者印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 3 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書において、收受印の押印が漏れているものが見受けられた。また、令和 3 年 5 月までの同申請書において、申請代表者印、訂正印及び捨印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 4 後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請書において、規則で定める第 1 号様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。また、收受日より後の申請日が記載されているもの、申請日が空欄のもの及び訂正印の押印が漏れているものがあった。
- 5 起案書において、発信者名、あて先、決裁日及び施行日の記載が漏れているものが見受けられた。また、各課文書取扱主任の押印が漏れているものがあった。
- 6 後期高齢者医療保険料還付金請求書兼振込依頼書及び添付の相続人代表者届において、收受印、申請者印及び訂正印の押印が漏れているものがあった。また、必要事項の記載が漏れているもの及び訂正方法が適正でないものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

都市整備部 まちづくり推進課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の歳入は、予算現額11,248,000円、調定額5,503,088円、収入済額5,503,088円で、予算現額に対する収入率は48.9%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の歳出は、予算現額76,592,000円、支出済額22,066,602円で、執行率は28.8%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表7（P74参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡は4件で、うち精算起票済3件、精算戻入済2件である。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、24件である。このうち、主管課契約分が11件、管財課契約分が13件で、指名競争入札は5件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年4月から12月までの補助金等の交付はなかった。

上記1～3について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 見積書兼請書（物品等）において、記載が誤っているもの及び記載が漏れているものが見受けられた。また、業者の訂正印なく記載事項を訂正しているものがあった。
- ② 支出負担行為伺書（単価契約）において、課長補佐が代決しているが、その後課長の後閲を受けていないものがあった。
- ③ 特命随意契約をしている委託契約において、随意契約とした根拠法令の記載が漏れているものが見受けられた。
- ④ 委託契約の再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載が漏れているものが見受けられた。

- 5 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、まちづくり推進課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 レターパックを購入し保有しているが、受払票による管理をしていなかった。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 バリアフリーの街づくり事業

バリアフリー基本構想とは、高齢者、障害者等の移動、施設利用の利便性・安全性の向上を目的とした面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための方針である。

(1) バリアフリー基本構想の改定

バリアフリー基本構想2022（目標年次：令和13年度）の策定にあたり、前回から今回策定までの間の高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー法）の2回の改正等をふまえ、バリアフリー基本構想改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置して令和2年度に改定作業に入ったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により設置期間を延長し、令和4年2月に答申が出された。

改定委員会は、障害者、高齢者等に係る団体の関係者3人、子育てに係る団体の関係者1人、学識経験を有する者2人、商工関係者1人、行政経験者2人で組織される。

改定委員会の会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部傍聴停止となったが、改定委員会の会議資料、議事要旨は市ホームページで全て公開されている。

改定委員会及び関連する会議等の審議内容及び開催状況は次のとおりである。

ア バリアフリー基本構想改定委員会

令和3年度の開催状況は次のとおりである。

開催日	出席委員数	議事要旨（ホームページ掲載）
令和3年6月24日	8人	個別方針、地域別構想及び基本構想（骨子案）の検討
令和3年9月28日	8人	基本構想（案）の検討
令和4年1月14日	8人	基本構想（答申案）の検討

イ バリアフリーネットワーク会議

バリアフリーネットワーク会議は、障害者、高齢者、子育て、商工関係などの関係団体の市民及び公共交通機関及び道路・公園の施設管理者の事業者等で協働してまちづくりにおけるバリアフリー化を推進するための会議体である。令和3年度はコロナ禍により開催を見送っている。

ウ 特定事業者連絡会

特定事業者連絡会は、特定事業者（交通、道路、交通安全、路外駐車場、都市公園、商業施設・医療施設・宿泊施設・福祉施設等の建築物の事業者）で組織される。

令和3年度は連絡会を開催せず、事業者と個別に回答状況の確認などを行った。

エ 庁内検討会議

庁内検討会議は、改定に伴う庁内各部間の総合調整、個別計画の調整等を行うため、関係課長で組織される。

令和3年度の開催状況は次のとおりである。

開催日	出席委員数	要旨
令和3年6月8日	11人	第2回改定委員会以降の取組報告、基本構想（骨子案）の検討
令和3年9月10日	11人	基本構想（案）の検討
令和3年12月20日	11人	基本構想（答申案）の検討

オ 庁内検討会議ワーキング会議

庁内会議の所管事項について調査、研究等を行う会議だが、令和3年度の開催はなかった。

（2）バリアフリー基本構想2022の概要

ア 対象地域

- ・移動等円滑化促進地区…市全域
- ・重点整備地区 …3駅（吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅）周辺及び市役所周辺

イ バリアフリー基本構想2022の基本的な方針と取組事項

①移動円滑化促進地区のバリアフリー化の促進

全市的なバリアフリー水準の底上げを目指す観点から、市全域を移動等円滑化促進地区と設定している。移動等円滑化促進地区では、地域拠点性の高い施設（コミセン、小中学校）でのハード、ソフト両面からのバリアフリー化、幹線道路、施設周辺道路でのバリアフリー化の取組を推進としている。

②重点整備地区のバリアフリー化の推進

- ・令和4年度中に特定事業計画を作成する（交通管理者、道路管理者、施設管理者）。
- ・バリアフリー化の事業実施に努める。

③心のバリアフリー等の推進

- ・バリアフリー基本構想2022では、法改正により新たに教育啓発特定事業の位置付けがなされたため、心のバリアフリー等の推進として記載内容を加えている。
- ・教育啓発特定事業以外においてもソフト的な取組については「心のバリアフリー等」

として取り扱っている。

i 教育啓発特定事業

一般市民への啓発を目的として事業を行い、ユニバーサル社会の実現を目指す。

ii 情報伝達の取組

誰もが安心して外出できる環境をつくるため、バリアフリーに関する情報の提供や、円滑なコミュニケーションをとるための配慮について取組を行う。

iii 役務の提供

人的対応・接遇、設備の操作、維持管理を適切に実施する。

ウ バリアフリーの街づくり事業の取組

①三鷹駅北口昇降施設維持管理

エスカレーター 2 基（上り・下り）、エレベーター 1 基の維持管理を委託により行っている。運行時間は初電から終電まで。また、定期修繕を行った。

②市立施設に係る公共サインの点検

公共サインガイドライン（平成24年 4 月策定）に基づき、施設の看板や案内板などの公共サインのうち、準拠すべきサインについて管理台帳を作成した。

全てのサインが定期的に点検・修繕を行うことを目的に全課に向けて調査を実施し、修繕する場合には公共サインガイドラインに準拠するものとなるよう、指導を行っている。

バリアフリーの街づくり事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

都市整備部 交通企画課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の歳入は、予算現額528,069,000円、調定額2,359,073円、収入済額2,359,073円で、予算現額に対する収入率は0.4%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の歳出は、予算現額1,436,603,734円、支出済額470,884,289円で、執行率は32.8%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表8（P76参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡は4件で、うち精算起票済3件、精算戻入済3件である。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、68件である。このうち、主管課契約分が49件、管財課契約分が19件で、指名競争入札は5件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年4月から12月までの補助金等の交付は、10件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 特命随意契約をしている委託契約において、随意契約とした根拠法令及び1者のみを指定した具体的な理由の記載が漏れているものが見受けられた。
- 2 見積書兼請書において、契約金額及び消費税額の記載が漏れているものがあった。
- 3 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。また、再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載が漏れているものが見受けられた。
- 4 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものがあった。
- 5 起案書において、施行日の記載が漏れているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、交通企画課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、記載が誤っているものが見受けられた。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 自転車対策事業

市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律や、自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例、自転車等総合計画（計画期間：令和2～7年度）に基づき、駅周辺の放置自転車等の解消及び自転車の安全利用の推進に取り組んでいる。

（1）自転車の安全利用の推進

ア 交通ルールの徹底及びマナーの向上

市内で発生した交通事故のうち、自転車に関連する事故の割合が多いことから、自転車利用者に正しい交通ルールを周知徹底し、マナー向上を図るため、市内で自転車を利用する中学生以上の方を対象に、武蔵野警察署と共催で、委託契約により自転車安全利用講習会を開催している。

平成20年度から、講習会参加者には、市内有料駐輪場（定期利用）を優先的に利用できる自転車安全利用認定証を交付しており、認定証に有効期間を設けることで、定期的な再受講を促している。

また、市内在住者にはT S マーク付帯保険の助成（1,000円）を行い、自転車の定期的な点検、整備と自転車事故の被害者救済の備えを促している。

一般を対象とした講習会のほか、市内企業・団体等を対象に企業等が指定する場所で行う講習会、学校等で自転車事故を再現したスタント講習会を行っている。

5年間の自転車安全利用講習会等の開催状況は、次のとおりである。

年度	一般向け 講習会	市内企業・団 体向け講習会	スタント 講習会	参加者 合計	T Sマーク 助成
平成29年度	20回 1,086人	15回 3,937人	2回 645人	5,668人	112件
平成30年度	20回 1,002人	21回 4,029人	2回 615人	5,646人	92件
令和元年度	16回 399人	13回 3,635人	2回 629人	4,663人	80件
令和2年度	12回 255人	4回 336人	1回 282人	873人	54件
令和3年度	18回 370人	5回 506人	3回 876人	1,752人	43件

※令和3年度は12月末日までの実績

5年間の市内交通事故に占める自転車関与件数の推移は、次のとおりである。

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
交通事故件数	344件	267件	224件	206件	349件
自転車関与件数	138件	115件	106件	107件	221件
自転車関与率	40.1%	43.1%	47.3%	51.9%	63.3%

イ 自転車の走行環境づくりの推進

自転車等総合計画の自転車の安全利用対策には、広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発、保険加入の推奨などのソフト面と、自転車の走行空間づくりである道路整備といったハード面があることから、今後の総合的な取組を示す自転車走行環境づくり推進計画が平成29年4月に策定されている。同計画に基づき、自転車ナビマーク・ナビラインの整備を進めている。

(2) 駐輪場整備

自転車等総合計画において、駐輪場の整備目標台数を29,100台（吉祥寺駅周辺12,600台、三鷹駅北口7,100台、武蔵境駅周辺9,400台）としており、目標台数の確保に努めている。

令和3年12月末日現在、公共駐輪場は、33か所（吉祥寺駅周辺15か所、三鷹駅周辺8か所、武蔵境駅周辺10か所）で、全て公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「整備センター」という。）が管理・運営している。なお、平成29年度に吉祥寺自転車駐車場を民営化したことで、現在は全ての駐輪場において、民間等専門機関の活用がなされている。

令和3年度の地域別公共駐輪場収容可能台数は、次のとおりである。

地域	吉祥寺駅周辺	三鷹駅北口周辺	武蔵境駅周辺
公共駐輪場収容可能台数	8,752台	6,540台	7,458台
「自転車等総合計画」 整備目標台数	12,600台	7,100台	9,400台
整備目標台数に対する 公共駐輪場の割合	69.5%	92.1%	79.3%

ア 整備センターが管理・運営する駐輪場

市は、整備センターと協定を締結し、整備センターが駐輪場の設置及び管理運営を行っている。

市は駐輪場用地を確保し、整備センターは駐輪場の整備から管理・運営に至るまでを行うという役割分担のもと、駐輪場事業を実施している。整備費の一部を市が負担する場合もあるが、令和3年度において、市の負担はなかった。

整備センターが運営する一部の駐輪場では、短時間の買物等でも駐輪場を利用できるように、入庫より2時間以内の駐輪は無料となる「短時間無料制度」を導入している。また、吉祥寺パーキングプラザ公共自転車駐車場や三鷹駅中町第1自転車駐車場等の一部駐輪場では、空きのある定期利用のスペースを一時利用として開放するフリーゾーンを導入しており、多くの一時利用者を受け入れている。

イ 民営自転車等駐車場設置費補助金交付要綱により整備された民営駐輪場

市では、民営駐輪場の設置を推進するため、民営自転車等駐車場設置費補助金交付要綱を平成22年4月に定め、平成22年度にアトレ吉祥寺御殿山駐輪場、平成29年度にA S 吉祥寺南町駐輪場及びサイクルタイムズ三鷹駅北口の設置に対し補助金の交付を行った。同要綱による補助金の交付要件は、駅からおおむね500メートル以内にあること、継続して10年以上運営すること、おおむね50台以上の自転車等を収容することができること等となっている。

(3) 放置自転車等対策

放置自転車等対策は、委託契約により、放置防止指導、整理、有料駐輪場等への案内、放置自転車等撤去、自転車保管場所での保管及び返還等の業務を行っている。

令和3年度は平成28年度にプロポーザルを実施し決定した業者と、随意契約により2件の委託契約を締結した。2件のうち1件は、自転車等利用者が増加する場所・時期における放置防止指導を強化するための単価契約である。令和3年度の委託契約金額は、179,799,087円（単価契約は設計金額）である。

放置自転車の返却の際には、撤去及び保管手数料（自転車1台につき3,000円、原動機付自転車1台につき5,000円）を徴収している。令和3年4月から12月までの返却台数は784台、徴収した撤去及び保管手数料は2,325,000円である。

保管場所へ搬入された撤去自転車等は、撤去日時、場所、撤去自転車の防犯登録番号、車体番号等の告示を行い、告示した日から30日間保管する。保管期間を経過した自転車は、リサイクル、売却及び廃棄により処理している。

ア リサイクル

再利用が可能な自転車については、整備センターを通じて海外譲与を行う。なお、新型コロナウイルスの影響により、令和3年度は実績がない。

イ 売却

海外へ輸出することを条件に、入札により売却する。令和3年4月から12月までに売却した自転車は322台、売却額は237,650円である。

なお、撤去自転車の所有権は、告示後6か月経過後に市に帰属するため、売却代金は歳入歳出外現金として収納、保管し、所有権帰属後に雑入として処理している。

ウ 廃棄

自転車の機能を失ったものは、破碎後再資源化を条件に廃棄する。令和3年4月から12月までに廃棄した自転車は370台、処理委託料は142,042円である。

令和3年4月から12月までに売却・廃棄処理された原動機付自転車はなかった。

過去5年間の放置自転車及び撤去自転車（いずれも原動機付自転車を除く）の台数は、次のとおりである（令和3年度は12月末日までの台数）。

放置自転車(10月平日15時台)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
放置台数	182台	108台	118台	75台	85台
対前年度増減率	5.2%	△40.7%	9.3%	△36.4%	13.3%

撤去自転車

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
撤去台数	3,370台	3,386台	2,885台	1,860台	1,323台
対前年度増減率	△13.0%	0.5%	△14.8%	△35.5%	—

自転車対策事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 道路新設改良事業

市では、将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、今後の道路管理の方向性や取組について定めた道路総合管理計画を平成30年3月に策定し、令和9年度までの10年間を計画期間として計画的・効率的・持続的な道路管理に向けた取組を行っている。交通企画課においては、道路及び道路付属物等の新設、改良工事の設計・監督を担っている。

(1) 路線の選定

道路総合管理計画に基づき、3年サイクルで路面性状調査を実施し、調査結果をもとに舗装改修路線の選定をしたうえで、対象となった道路の改良を行っている。舗装改修路線の選定は、路面性状調査結果により抽出された路線において、ひび割れ等の進捗度による評価により、優先順位を設けて実施されている。

(2) 道路新設改良の状況

令和3年4月から12月までに行われた工事及び委託については、次のとおりである。
なお、新設した道路はなかった。

ア 工事（130万円超）	9件	122,414,820円
イ 工事（130万円以下）	31件	20,342,850円
ウ 委託	17件	23,688,940円

道路新設改良事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

都市整備部 道路管理課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和3年12月末日現在の歳入は、予算現額271,685,000円、調定額273,590,331円、収入済額273,438,991円で、予算現額に対する収入率は100.6%である。

(2) 歳出

令和3年12月末日現在の歳出は、予算現額841,694,000円、支出済額278,291,745円で、執行率は33.1%である。

令和3年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表9（P78参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和3年4月から12月までの資金前渡は4件で、うち精算起票済3件、精算戻入済3件である。

3 委託料の執行

令和3年4月から12月までの委託契約は、76件である。このうち、主管課契約分が52件、管財課契約分が24件で、指名競争入札は10件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和3年4月から12月までの補助金の配当予算はなかった。

上記1～3について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 前渡金整理簿において、記載が漏れているものが見受けられた。
- ② 契約締結伺書において、予定価格が20万円以上の委託契約であるが、2者以上での見積合わせを行っていないものが見受けられた。
- ③ 見積書兼請書（物品等）において、契約番号の記載が漏れているものが見受けられた。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、道路管理課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 公印押なつ簿において、公印規程で定める第5号様式と異なる様式を使用していた。

公印規程に基づき、適正に処理されたい。

6 道路占用許可及び道路占用料の徴収

(1) 道路占用許可

道路に電柱、電線、ガス管、日除け、看板、工事用の足場等の工作物、物件、施設等を設け、継続して道路を使用する場合、道路管理者の許可を受ける必要がある。市道においては、道路の占用許可を受けようとする者から申請を受けた場合、市は、道路占用規則第4条に基づき、東京都道路占用規則第4条の道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準を準用して許可を行っている。また、占用場所が特定公共物（道路法が適用されない道路：認定外道路等）にあたる場合は、特定公共物管理条例及び条例施行規則に基づき許可を行っている。

令和3年4月から12月までにおける新規の道路占用及び特定公共物占用の許可件数は269件である。

(2) 道路占用料の徴収

道路占用料の徴収については、道路法第39条で、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収できると規定されている。市道における道路占用料の徴収については、道路占用料等徴収条例に基づき占用料を徴収している。

令和3年4月から12月までに徴収した現年度分の道路占用料は、調定額は257,083,870円、収入済額は257,326,340円、徴収率は100.1%である。

市道における道路占用料の徴収、減免等は、以下のとおり行っている。

ア 徴収方法

新規分は、1件ごとに占用期間に応じて道路占用料を算出し、徴収を行っている。

占用期間が翌年度以降にわたる場合は、年間の道路占用料を算出したうえで、当該年度分を毎年4月30日までに徴収を行っている。

イ 減免措置

道路占用料等徴収条例第3条において、占用料の減免が規定されており、該当物件の占有者からの申請により、占用料の全額又は一部を免除している。

ウ 督促及び滞納処分

納期限を過ぎても占用料を納入しない占用者に対しては、道路法第73条第1項及び債権の管理に関する条例第7条により、納期限後30日以内に督促状を送付することになっている。その後も滞納を続けている占用者に対しては、催告書を送付する。

また、納期限後に納付したことにより延滞金が発生した場合は、延滞金を徴収する。

なお、占用料及び延滞金を徴収する権利は、5年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

道路占用許可及び道路占用料の徴収について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 道路占用料現年度分及び特定公共物現年度分に係る歳入調定において、期限までに会計管理者へ通知を行っていないものが見受けられた。

会計事務規則に基づき、適正に処理されたい。

7 道路の維持管理事業

(1) 道路総合管理計画

将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、今後の道路管理の方向性や取組について定めた道路総合管理計画を平成30年3月に策定した。この計画は、市の長期計画・調整計画の方針を具体化する個別施設計画であり、公共施設等総合管理計画における「道路施設」及び「橋りょう施設」の類型別方針を踏まえたもので、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としている。

対象となっている施設は、①舗装、②擁壁、③橋りょう、④電線共同溝・自治体管路、⑤排水施設、⑥駅舎連続施設、⑦道路照明、⑧道路標識、⑨防護柵・車止め、⑩ベンチ・スツールであり、現状を分析した結果、将来の財政負担の増大、施設の優先度の整理がされていないこと、市民への情報発信が不足しているなどの課題があったことから、今後の管理方針を定めたものである。

具体的には、「計画的」な道路管理として、長期的見通しの明確化、予防保全型の維持管理、情報基盤の整備、「効率的」な道路管理として、道路施設の優先度の明確化、発注方法の検討など、「持続的」な道路管理として、PDCAサイクルの導入、市民等への情報発信と協働・連携などの3つの視点に基づき、様々な取組を推進している。

これらの取組の効果としては、将来の財政負担の縮減・平準化、安全・安心な道路サービスの確保、道路管理に対する市民理解の促進などが期待される。

令和3年度は計画の見直しを検討するため、運用検証を行っている。

(2) 維持管理業務

道路管理課では、道路の維持管理のために、道路巡回、道路補修、道路清掃、街路灯維持管理、路面下空洞調査、雪害対策等の業務を日々行っている。

ア 道路巡回

2人1組の体制で駅周辺を中心とした道路点検パトロールを実施し、道路の異常や破損、交通の妨げとなる障害物の発見や、道路上で行われている工事状況の確認など、道路の危険の防止に努めている。

イ 道路補修

簡単に補修できるものは道路管理課職員が処理しているが、そうでないものは年間単価契約や個別契約を締結した業者に依頼している。

ウ 道路清掃

道路の機能維持及び美観保持等のため、道路上のゴミ・土砂等を除去・清掃等について、年間単価契約を締結した業者に委託している。

エ 街路灯維持管理

道路照明施設の維持管理を行い、施設の機能を保持するため、ランプ取替や修繕、点検等について、年間単価契約を締結した業者に委託している。また、街路灯の新設や建替、LED化等の工事を行っている。

オ 路面下空洞調査

道路陥没の原因となる地中の空洞を発見し、陥没事故の予防保全を図るために業者に調査を依頼している。

カ 雪害対策

3駅（吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅）周辺の除雪、凍結防止・融雪剤散布について、単価契約を締結した業者に委託している。

(3) 情報提供／通報（道路）

道路管理課では、日々市民から道路に関する情報提供や通報が寄せられている。

問い合わせ等の連絡が入った際は、現地確認等を行い、補修等が必要であれば、業者へ依頼するなど、対応をしている。令和3年4月から12月までの問い合わせ件数は、536件であった。

また、武蔵野市LINE公式アカウントが開設され、令和元年9月から、市が管理する道路に関する不具合に対して、市民がLINEを活用して迅速かつ手軽に通報・情報提供できるようになり、令和2年11月以降は「公園・街路樹」「下水の臭気」に関しても通報できるよう拡充した（LINE公式アカウント運用方針）。情報提供・通報があった場合は、該当場所を特定し対応にあたり、月に一度ホームページに対応状況を公表している。令和3年4月から12月までの情報提供・通報受付件数は、60件であった。

道路の維持管理事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

別表 1 (多文化共生・交流課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
16	財産収入			17,000	0	0	0.0
	1	財産運用収入		17,000	0	0	0.0
		2	利子及び配当金	17,000	0	0	0.0
		1	利子及び配当金	17,000	0	0	0.0
20	諸収入			125,000	0	0	0.0
	6	雑入		125,000	0	0	0.0
		5	雑入	125,000	0	0	0.0
		1	雑入	125,000	0	0	0.0
	合		計	142,000	0	0	0.0

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			117,107,000	74,122,026	63.3
	1	総務管理費		117,107,000	74,122,026	63.3
		9	交流事業費	117,107,000	74,122,026	63.3
		1	報酬	6,587,000	4,685,608	71.1
		3	職員手当等	1,311,000	1,210,080	92.3
		4	共済費	1,231,000	741,170	60.2
		7	報償費	1,870,000	590,791	31.6
		8	旅 費	2,441,000	435,430	17.8
		10	需用費	3,333,000	212,223	6.4
		11	役務費	735,000	36,764	5.0
		12	委託料	11,303,000	712,360	6.3
		13	使用料及び賃借料	3,811,000	495,000	13.0
		17	備品購入費	533,000	402,600	75.5
		18	負担金、補助及び交付金	83,935,000	64,600,000	77.0
		24	積立金	17,000	0	0.0
	合		計	117,107,000	74,122,026	63.3

別表 2 (地域支援課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
14	国庫支出金			1,701,624,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		1,701,624,000	0	0	0.0
		2	民生費国庫補助金	1,701,624,000	0	0	0.0
			7 社会福祉費補助金	1,701,624,000	0	0	0.0
15	都支出金			51,341,000	11,668,240	8,751,000	17.0
	1	都負担金		13,882,000	11,668,240	8,751,000	63.0
		1	民生費都負担金	13,882,000	11,668,240	8,751,000	63.0
			1 社会福祉費負担金	13,882,000	11,668,240	8,751,000	63.0
	2	都補助金		37,384,000	0	0	0.0
		2	民生費都補助金	37,384,000	0	0	0.0
			1 社会福祉費補助金	37,384,000	0	0	0.0
	3	委託金		75,000	0	0	0.0
		2	民生費委託金	75,000	0	0	0.0
			1 障害者福祉費委託金	75,000	0	0	0.0
20	諸収入			0	16,010	16,010	—
	6	雑入		0	16,010	16,010	—
		5	雑入	0	16,010	16,010	—
			1 雑入	0	16,010	16,010	—
	合	計		1,752,965,000	11,684,250	8,767,010	0.5

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			59,850,000	27,331,378	45.7
	1	総務管理費		59,850,000	27,331,378	45.7
		17	諸費	59,850,000	27,331,378	45.7
			22 償還金、利子及び割引料	59,850,000	27,331,378	45.7
3	民生費			1,888,947,000	117,959,272	6.2
	1	社会福祉費		1,888,947,000	117,959,272	6.2
		1	社会福祉総務費	1,888,947,000	117,959,272	6.2
			1 報 酬	14,601,000	1,200,000	8.2
			7 報償費	11,494,000	7,879,311	68.6
			8 旅 費	3,306,000	0	0.0
			10 需用費	3,200,000	595,349	18.6
			11 役務費	11,647,000	168,967	1.5
			12 委託料	105,299,000	21,492,510	20.4
			13 使用料及び賃借料	1,066,000	10,560	1.0
			14 工事請負費	600,000	0	0.0
			17 備品購入費	40,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	1,734,157,000	84,876,775	4.9
			19 扶助費	3,528,000	1,727,000	49.0
			26 公課費	9,000	8,800	97.8
	合		計	1,948,797,000	145,290,650	7.5

別表 3 (生活福祉課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分	担	金及び負担金	40,000	40,400	40,400	101.0
	1	負	担金	40,000	40,400	40,400	101.0
		2	民生費負担金	40,000	40,400	40,400	101.0
		3	児童福祉費負担金	40,000	40,400	40,400	101.0
14	国	庫	支出金	3,047,942,000	2,456,713,392	2,393,563,671	78.5
	1	国	庫負担金	2,939,314,000	2,414,857,392	2,351,707,671	80.0
		1	民生費国庫負担金	2,939,314,000	2,414,857,392	2,351,707,671	80.0
		5	児童福祉費負担金	786,000	329,779	329,779	42.0
		8	生活保護費等負担金	2,938,528,000	2,414,527,613	2,351,377,892	80.0
	2	国	庫補助金	108,628,000	41,856,000	41,856,000	38.5
		2	民生費国庫補助金	108,628,000	41,856,000	41,856,000	38.5
		4	生活保護費補助金	108,628,000	41,856,000	41,856,000	38.5
15	都	支	出金	115,542,000	85,944,179	85,944,179	74.4
	1	都	負担金	115,477,000	85,704,763	85,704,763	74.2
		1	民生費都負担金	115,477,000	85,704,763	85,704,763	74.2
		1	社会福祉費負担金	2,584,000	58,874	58,874	2.3
		4	児童福祉費負担金	393,000	164,889	164,889	42.0
		7	生活保護費負担金	112,500,000	85,481,000	85,481,000	76.0
	3	委	託金	65,000	239,416	239,416	368.3
		2	民生費委託金	65,000	239,416	239,416	368.3
		3	生活保護費委託金	65,000	239,416	239,416	368.3
20	諸	収	入	40,020,000	261,513,423	30,832,401	77.0
	6	雑	入	40,020,000	261,513,423	30,832,401	77.0
		2	弁償金	40,000,000	220,133,655	22,897,928	57.2
		1	弁償金	40,000,000	220,133,655	22,897,928	57.2
	5	雑	入	20,000	41,379,768	7,934,473	39672.4
		1	雑入	20,000	41,379,768	7,934,473	39672.4
	合	計		3,203,544,000	2,804,211,394	2,510,380,651	78.4

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
3	民生費			4,169,182,000	3,033,473,589	72.8
	1	社会福祉費		10,130,000	483,623	4.8
		1	社会福祉総務費	10,130,000	483,623	4.8
			7 報償費	20,000	0	0.0
			10 需用費	15,000	15,000	100.0
			11 役務費	24,000	0	0.0
			12 委託料	8,644,000	341,623	4.0
			13 使用料及び賃借料	127,000	127,000	100.0
			19 扶助費	1,300,000	0	0.0
	2	児童福祉費		1,586,000	974,305	61.4
		3	母子福祉費	1,586,000	974,305	61.4
			11 役務費	1,000	73	7.3
			19 扶助費	1,585,000	974,232	61.5
	3	生活保護費		4,157,466,000	3,032,015,661	72.9
		1	生活保護総務費	345,498,000	198,143,159	57.4
			1 報酬	16,419,000	12,133,212	73.9
			3 職員手当等	2,773,000	2,537,400	91.5
			4 共済費	2,232,000	1,314,683	58.9
			8 旅費	928,000	487,240	52.5
			10 需用費	3,691,000	2,650,317	71.8
			11 役務費	9,799,000	6,284,839	64.1
			12 委託料	81,390,000	68,551,474	84.2
			13 使用料及び賃借料	568,000	266,475	46.9
			14 工事請負費	100,000	63,800	63.8
			17 備品購入費	566,000	563,200	99.5
			18 負担金、補助及び交付金	19,593,000	9,618,089	49.1
			19 扶助費	207,439,000	93,672,430	45.2
		2	扶助費	3,811,968,000	2,833,872,502	74.3
			19 扶助費	3,811,968,000	2,833,872,502	74.3
		合	計	4,169,182,000	3,033,473,589	72.8

別表4（高齢者支援課）

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分担金及び負担金			13,302,000	10,092,229	9,797,760	73.7
	1	負担金		13,302,000	10,092,229	9,797,760	73.7
		2	民生費負担金	13,302,000	10,092,229	9,797,760	73.7
			2 老人福祉費負担金	13,302,000	10,092,229	9,797,760	73.7
13	使用料及び手数料			32,011,000	20,244,664	19,517,302	61.0
	1	使用料		32,011,000	20,244,664	19,517,302	61.0
		2	民生使用料	32,011,000	20,244,664	19,517,302	61.0
			1 社会福祉使用料	32,011,000	20,244,664	19,517,302	61.0
14	国庫支出金			62,964,000	41,484,000	41,484,000	65.9
	1	国庫負担金		62,964,000	41,484,000	41,484,000	65.9
		1	民生費国庫負担金	62,964,000	41,484,000	41,484,000	65.9
			4 老人福祉費負担金	62,964,000	41,484,000	41,484,000	65.9
15	都支出金			197,425,000	73,640,000	73,640,000	37.3
	1	都負担金		31,482,000	21,236,000	21,236,000	67.5
		1	民生費都負担金	31,482,000	21,236,000	21,236,000	67.5
			3 老人福祉費負担金	31,482,000	21,236,000	21,236,000	67.5
	2	都補助金		165,943,000	52,404,000	52,404,000	31.6
		2	民生費都補助金	165,943,000	52,404,000	52,404,000	31.6
			1 社会福祉費補助金	22,460,000	40,543,000	40,543,000	180.5
			3 老人福祉費補助金	143,483,000	11,861,000	11,861,000	8.3
16	財産収入			12,000	14	14	0.1
	1	財産運用収入		12,000	14	14	0.1
		2	利子及び配当金	12,000	14	14	0.1
			1 利子及び配当金	12,000	14	14	0.1
18	繰入金			10,096,000	0	0	0.0
	1	特別会計繰入金		10,096,000	0	0	0.0
		2	後期高齢者医療会計繰入金	2,000,000	0	0	0.0
			1 後期高齢者医療会計繰入金	2,000,000	0	0	0.0
		3	介護保険事業会計繰入金	8,096,000	0	0	0.0
			1 介護保険事業会計繰入金	8,096,000	0	0	0.0
20	諸収入			5,026,000	31,787,147	31,553,982	627.8
	3	貸付金元利収入		1,000,000	29,439,809	29,439,809	2944.0
		1	福祉資金貸付金収入	1,000,000	29,439,809	29,439,809	2944.0
			1 福祉資金貸付金収入	1,000,000	29,439,809	29,439,809	2944.0
	6	雑入		4,026,000	2,347,338	2,114,173	52.5
		5	雑入	4,026,000	2,347,338	2,114,173	52.5
			1 雑入	4,026,000	2,347,338	2,114,173	52.5
	合		計	320,836,000	177,248,054	175,993,058	54.9

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
3	民生費			3,257,910,000	818,846,153	25.1
	1	社会福祉費		3,257,910,000	818,846,153	25.1
		3	老人福祉費	3,257,910,000	818,846,153	25.1
			1 報酬	22,139,000	13,881,243	62.7
			3 職員手当等	3,802,000	2,788,320	73.3
			4 共済費	3,725,000	1,902,664	51.1
			7 報償費	1,293,000	190,232	14.7
			8 旅費	792,000	416,127	52.5
			10 需用費	36,137,000	18,684,813	51.7
			11 役務費	6,156,000	2,920,926	47.4
			12 委託料	504,600,000	350,571,753	69.5
			13 使用料及び賃借料	28,456,000	22,943,935	80.6
			14 工事請負費	85,184,000	20,855,750	24.5
			17 備品購入費	67,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	437,725,000	313,653,132	71.7
			19 扶助費	105,090,000	66,395,448	63.2
			20 貸付金	12,404,000	3,641,810	29.4
			21 補償、補填及び賠償金	1,000,000	0	0.0
			24 積立金	12,000	0	0.0
			27 繰出金	2,009,328,000	0	0.0
			合 計	3,257,910,000	818,846,153	25.1

介護保険事業会計 歳入

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
1	保険料			2,551,791,000	2,636,613,900	1,758,972,200	68.9
	1	介護保険料		2,551,791,000	2,636,613,900	1,758,972,200	68.9
		1	第1号被保険者保険料	2,551,791,000	2,636,613,900	1,758,972,200	68.9
			1 現年度分	2,544,347,000	2,604,563,600	1,752,842,800	68.9
			2 滞納繰越分	7,444,000	32,050,300	6,129,400	82.3
2	使用料及び手数料			130,000	19,000	17,500	13.5
	1	使用料		120,000	19,000	17,500	14.6
		1	使用料	120,000	19,000	17,500	14.6
			1 使用料	120,000	19,000	17,500	14.6
	2	手数料		10,000	0	0	0.0
		1	手数料	10,000	0	0	0.0
			1 手数料	10,000	0	0	0.0
3	国庫支出金			2,683,243,000	1,814,162,000	1,814,162,000	67.6
	1	国庫負担金		2,015,557,000	1,483,515,000	1,483,515,000	73.6
		1	介護給付費負担金	2,015,557,000	1,483,515,000	1,483,515,000	73.6
			1 介護給付費負担金	2,015,557,000	1,483,515,000	1,483,515,000	73.6
	2	国庫補助金		667,686,000	330,647,000	330,647,000	49.5
		1	調整交付金	507,785,000	287,810,000	287,810,000	56.7
			1 調整交付金	507,785,000	287,810,000	287,810,000	56.7
		2	地域支援事業交付金	108,606,000	0	0	0.0
			1 介護予防・日常生活支援総合事業	14,122,000	0	0	0.0
			2 包括的支援事業・任意事業	91,377,000	0	0	0.0
			3 総合事業調整交付	3,107,000	0	0	0.0
		3	事業費補助金	8,668,000	0	0	0.0
			1 事業費補助金	8,668,000	0	0	0.0
		4	保険者機能強化推進交付金	22,279,000	22,279,000	22,279,000	100.0
			1 保険者機能強化推進交付金	22,279,000	22,279,000	22,279,000	100.0
		5	介護保険保険者努力支援交付金	20,348,000	20,348,000	20,348,000	100.0
			1 介護保険保険者努力支援交付金	20,348,000	20,348,000	20,348,000	100.0
		6	介護保険災害臨時特例補助金	0	210,000	210,000	—
			1 第一号保険料減免分	0	94,000	94,000	—
			2 利用者負担額免除分	0	116,000	116,000	—
4	支払基金交付金			3,135,020,000	2,262,429,000	2,262,429,000	72.2
	1	支払基金交付金		3,135,020,000	2,262,429,000	2,262,429,000	72.2
		1	介護給付費交付金	3,115,955,000	2,249,716,000	2,249,716,000	72.2
			1 介護給付費交付金	3,115,955,000	2,249,716,000	2,249,716,000	72.2
		2	地域支援事業支援交付金	19,065,000	12,713,000	12,713,000	66.7
			1 地域支援事業支援交付金	19,065,000	12,713,000	12,713,000	66.7
5	都支出金			1,792,393,000	1,135,000,000	1,135,000,000	63.3
	1	都負担金		1,735,129,000	1,135,000,000	1,135,000,000	65.4
		1	介護給付費負担金	1,735,129,000	1,135,000,000	1,135,000,000	65.4

		1 介護給付費負担金	1,735,129,000	1,135,000,000	1,135,000,000	65.4
	2	都補助金	57,264,000	0	0	0.0
		1 地域支援事業交付金	54,514,000	0	0	0.0
		1 介護予防・日常生活支援総合事業	8,826,000	0	0	0.0
		2 包括的支援事業・任意事業	45,688,000	0	0	0.0
	2	事業費補助金	2,750,000	0	0	0.0
		1 事業費補助金	2,750,000	0	0	0.0
6	財産収入		37,000	0	0	0.0
	1	財産運用収入	37,000	0	0	0.0
		1 利子	37,000	0	0	0.0
		1 利子	37,000	0	0	0.0
7	繰入金		2,098,706,000	0	0	0.0
	1	一般会計繰入金	2,009,328,000	0	0	0.0
		1 介護給付費繰入金	1,442,572,000	0	0	0.0
		1 介護給付費繰入金	1,442,572,000	0	0	0.0
		2 地域支援事業繰入金	54,514,000	0	0	0.0
		1 介護予防・日常生活支援総合事業	8,826,000	0	0	0.0
		2 包括的支援事業・任意事業	45,688,000	0	0	0.0
		3 その他一般会計繰入	386,314,000	0	0	0.0
		1 職員給与費繰入金	199,593,000	0	0	0.0
		2 事務費等繰入金	186,721,000	0	0	0.0
		4 低所得者保険料軽減繰入金	125,928,000	0	0	0.0
		1 低所得者保険料軽減繰入金	125,928,000	0	0	0.0
	2	基金繰入金	89,378,000	0	0	0.0
		1 介護給付費等準備基金繰入金	89,378,000	0	0	0.0
		1 介護給付費等準備基金繰入金	89,378,000	0	0	0.0
8	繰越金		221,011,000	393,782,208	393,782,208	178.2
	1	繰越金	221,011,000	393,782,208	393,782,208	178.2
		1 繰越金	221,011,000	393,782,208	393,782,208	178.2
		1 前年度繰越金	221,011,000	393,782,208	393,782,208	178.2
9	諸収入		150,000	1,482,598	1,723,213	1148.8
	1	延滞金、加算金及び過料	110,000	163,400	168,800	153.5
		1 延滞金・加算金及び過料	110,000	163,400	168,800	153.5
		1 延滞金・加算金及び過料	110,000	163,400	168,800	153.5
	2	雑入	40,000	1,319,198	1,554,413	3886.0
		1 雑入	40,000	1,319,198	1,554,413	3886.0
		1 雑入	40,000	1,319,198	1,554,413	3886.0
合 計			12,482,481,000	8,243,488,706	7,366,086,121	59.0

介護保険事業会計 歳出

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
1	総務費			193,409,000	94,389,533	48.8
	1	総務管理費		193,409,000	94,389,533	48.8
		1	一般管理費	65,204,000	25,474,009	39.1
		1	報酬	3,407,000	2,550,572	74.9
		3	職員手当等	669,000	617,520	92.3
		4	共済費	694,000	399,807	57.6
		7	報償費	268,000	77,959	29.1
		8	旅費	432,000	151,242	35.0
		10	需用費	6,508,000	2,717,600	41.8
		11	役務費	13,344,000	7,567,294	56.7
		12	委託料	38,812,000	10,882,429	28.0
		13	使用料及び賃借料	941,000	483,599	51.4
		17	備品購入費	49,000	25,987	53.0
		18	負担金、補助及び交付金	80,000	0	0.0
		2	賦課徴収費	12,883,000	6,417,209	49.8
		10	需用費	1,446,000	964,383	66.7
		11	役務費	4,701,000	3,223,655	68.6
		12	委託料	6,736,000	2,229,171	33.1
		3	介護認定審査会費	114,370,000	61,915,935	54.1
		1	報酬	45,237,000	30,446,869	67.3
		3	職員手当等	4,683,000	4,168,260	89.0
		4	共済費	4,522,000	2,609,981	57.7
		7	報償費	80,000	0	0.0
		8	旅費	1,839,000	1,043,043	56.7
		10	需用費	997,000	114,146	11.4
		11	役務費	39,272,000	16,655,436	42.4
		12	委託料	17,710,000	6,875,000	38.8
		13	使用料及び賃借料	30,000	3,200	10.7
		4	推進協議会費	952,000	582,380	61.2
		1	報酬	720,000	456,000	63.3
		10	需用費	9,000	1,892	21.0
		11	役務費	45,000	26,588	59.1
		12	委託料	178,000	97,900	55.0
2	保険給付費			11,540,577,000	7,352,830,272	63.7
	1	保険給付費		11,540,577,000	7,352,830,272	63.7
		1	保険給付費	11,528,797,000	7,344,990,357	63.7
		18	負担金、補助及び交付金	11,528,797,000	7,344,990,357	63.7
		2	審査支払手数料	11,780,000	7,839,915	66.6
		12	委託料	11,780,000	7,839,915	66.6
3	地域支援事業費			265,989,000	176,283,084	66.3
	1	地域支援事業費		265,989,000	176,283,084	66.3

		1	地域支援事業費	265,738,000	176,212,816	66.3
		1	報酬	4,279,000	2,137,805	50.0
		3	職員手当等	781,000	396,264	50.7
		4	共済費	819,000	281,459	34.4
		7	報償費	120,000	90,000	75.0
		8	旅費	341,000	25,575	7.5
		10	需用費	1,874,000	1,338,463	71.4
		11	役務費	872,000	209,936	24.1
		12	委託料	195,108,000	138,057,886	70.8
		13	使用料及び賃借料	20,000	5,670	28.4
		17	備品購入費	10,000	0	0.0
		18	負担金、補助及び交付金	61,264,000	33,669,758	55.0
		19	扶助費	250,000	0	0.0
		2	その他諸費	251,000	70,268	28.0
		12	委託料	251,000	70,268	28.0
4	基金積立金		37,000	0	0.0	
1	基金積立金		37,000	0	0.0	
1	介護給付費等準備基金積立金		37,000	0	0.0	
24	積立金		37,000	0	0.0	
5	諸支出金		235,037,000	106,860,209	45.5	
1	償還金及び還付加算金		226,941,000	106,860,209	47.1	
1	第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金		5,930,000	2,741,300	46.2	
22	償還金、利子及び割引料		5,930,000	2,741,300	46.2	
2	償還金		221,011,000	104,118,909	47.1	
22	償還金、利子及び割引料		221,011,000	104,118,909	47.1	
2	一般会計繰出金		8,096,000	0	0.0	
1	一般会計繰出金		8,096,000	0	0.0	
27	繰出金		8,096,000	0	0.0	
6	予備費		3,000,000	0	0.0	
1	予備費		3,000,000	0	0.0	
1	予備費		3,000,000	0	0.0	
28	予備費		3,000,000	0	0.0	
合 計				12,238,049,000	7,730,363,098	63.2

別表 5 (障害者福祉課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分担金及び負担金			90,000	56,000	49,500	55.0
	1	負担金		90,000	56,000	49,500	55.0
		2	民生費負担金	90,000	56,000	49,500	55.0
			1 障害者福祉費負担金	90,000	56,000	49,500	55.0
14	国庫支出金			2,201,499,000	1,261,107,219	1,261,107,219	57.3
	1	国庫負担金		2,119,339,000	1,261,107,219	1,261,107,219	59.5
		1	民生費国庫負担金	2,119,339,000	1,261,107,219	1,261,107,219	59.5
			2 障害者福祉費負担金	2,077,422,000	1,261,107,219	1,261,107,219	60.7
			3 福祉手当負担金	41,917,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		82,160,000	0	0	0.0
		2	民生費国庫補助金	82,160,000	0	0	0.0
			1 障害者福祉費補助金	82,160,000	0	0	0.0
15	都支出金			1,695,314,000	395,267,900	395,267,900	23.3
	1	都負担金		1,299,167,000	206,772,250	206,772,250	15.9
		1	民生費都負担金	1,299,167,000	206,772,250	206,772,250	15.9
			2 障害者福祉費負担金	1,299,167,000	206,772,250	206,772,250	15.9
	2	都補助金		381,814,000	188,483,000	188,483,000	49.4
		2	民生費都補助金	381,814,000	188,483,000	188,483,000	49.4
			2 障害者福祉費補助金	381,814,000	188,483,000	188,483,000	49.4
	3	委託金		14,333,000	12,650	12,650	0.1
		2	民生費委託金	14,333,000	12,650	12,650	0.1
			1 障害者福祉費委託金	14,333,000	12,650	12,650	0.1
20	諸収入			1,468,000	15,478,704	922,034	62.8
	6	雑入		1,468,000	15,478,704	922,034	62.8
		5	雑入	1,468,000	15,478,704	922,034	62.8
			1 雑入	1,468,000	15,478,704	922,034	62.8
	合	計		3,898,371,000	1,671,909,823	1,657,346,653	42.5

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
3	民生費			5,903,131,000	4,125,143,096	69.9
	1	社会福祉費		5,903,131,000	4,125,143,096	69.9
	2	障害者福祉費		5,903,131,000	4,125,143,096	69.9
		1	報 酬	20,287,000	13,391,184	66.0
		3	職員手当等	1,562,000	1,260,840	80.7
		4	共済費	1,611,000	898,338	55.8
		7	報償費	3,581,000	1,192,062	33.3
		8	旅 費	922,000	209,036	22.7
		10	需用費	10,277,000	6,307,955	61.4
		11	役務費	13,625,000	8,918,090	65.5
		12	委託料	398,358,000	293,545,781	73.7
		13	使用料及び賃借料	8,197,000	5,059,381	61.7
		14	工事請負費	2,034,000	599,500	29.5
		17	備品購入費	405,000	15,400	3.8
		18	負担金、補助及び交付金	467,120,000	344,197,600	73.7
		19	扶助費	4,975,152,000	3,449,547,929	69.3
	合		計	5,903,131,000	4,125,143,096	69.9

別表 6 (保険年金課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
14	国庫支出金			117,339,000	91,746,000	91,746,000	78.2
	1	国庫負担金		87,403,000	71,961,000	71,961,000	82.3
		1	民生費国庫負担金	87,403,000	71,961,000	71,961,000	82.3
			1 社会福祉費負担金	87,403,000	71,961,000	71,961,000	82.3
	3	委託金		29,936,000	19,785,000	19,785,000	66.1
		2	民生費委託金	29,936,000	19,785,000	19,785,000	66.1
			1 社会福祉費委託金	29,936,000	19,785,000	19,785,000	66.1
15	都支出金			391,255,000	179,955,000	179,955,000	46.0
	1	都補助金		391,255,000	179,955,000	179,955,000	46.0
		1	民生費都負担金	391,255,000	179,955,000	179,955,000	46.0
			1 社会福祉費負担金	391,255,000	179,955,000	179,955,000	46.0
16	財産収入			0	28,000	28,000	—
	1	財産運用収入		0	28,000	28,000	—
		2	利子及び配当金	0	28,000	28,000	—
			1 利子及び配当金	0	28,000	28,000	—
18	繰入金			15,000,000	0	0	0.0
	1	特別会計繰入金		15,000,000	0	0	0.0
		2	後期高齢者医療会計繰入金	15,000,000	0	0	0.0
			1 後期高齢者医療会計繰入金	15,000,000	0	0	0.0
20	諸収入			0	0	0	—
	2	市預金利子		0	0	0	—
		1	市預金利子	0	0	0	—
			1 預金利子	0	0	0	—
	6	雑入		0	0	0	—
		5	雑入	0	0	0	—
			1 雑入	0	0	0	—
	合		計	523,594,000	271,729,000	271,729,000	51.9

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
3	民生費			3,111,557,000	1,497,432	0.0
	1	社会福祉費		3,111,557,000	1,497,432	0.0
		1	社会福祉総務費	623,000	270,079	43.4
		10	需用費	131,000	81,015	61.8
		13	使用料及び賃借料	450,000	189,064	42.0
		17	備品購入費	42,000	0	0.0
		2	老人福祉費	1,411,924,000	0	0.0
		27	繰出金	1,411,924,000	0	0.0
		4	国民年金費	1,247,000	303,353	24.3
		1	報酬	371,000	0	0.0
		8	旅費	77,000	0	0.0
		10	需用費	441,000	250,976	56.9
		11	役務費	124,000	52,377	42.2
		12	委託料	220,000	0	0.0
		17	備品購入費	14,000	0	0.0
		5	国民健康保険事業費	1,697,763,000	924,000	0.1
		1	報酬	1,020,000	924,000	90.6
		27	繰出金	1,696,743,000	0	0.0
	合		計	3,111,557,000	1,497,432	0.0

予 算 の 執 行 状 況

国民健康保険事業会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
1	国民健康保険税			3,009,682,000	3,530,837,054	2,202,451,046	73.2
	1	国民健康保険税		3,009,682,000	3,530,837,054	2,202,451,046	73.2
		1	一般被保険者国民健康保険税	3,009,661,000	3,530,352,341	2,202,415,155	73.2
			1 医療給付費分現年課税分	1,913,919,000	2,063,873,872	1,385,714,808	72.4
			2 後期高齢者支援金現年課税分	690,507,000	733,498,428	488,999,843	70.8
			3 介護給付金分現年課税分	272,296,000	291,340,600	194,796,949	71.5
			4 医療給付費分滞納繰越分	86,693,000	288,885,874	86,791,840	100.1
			5 後期高齢者支援金滞納繰越分	31,642,000	103,612,468	31,059,550	98.2
			6 介護給付金分滞納繰越分	14,604,000	49,141,099	15,052,165	103.1
		2	退職被保険者等国民健康保険税	21,000	484,713	35,891	170.9
			1 医療給付費分現年課税分	1,000	0	0	0.0
			2 後期高齢者支援金現年課税分	1,000	0	0	0.0
			3 介護給付金分現年課税分	1,000	0	0	0.0
			4 医療給付費分滞納繰越分	10,000	286,318	21,414	214.1
			5 後期高齢者支援金滞納繰越分	3,000	98,517	7,649	255.0
			6 介護給付金分滞納繰越分	5,000	99,878	6,828	136.6
2	国庫支出金			1,000	0	0	0.0
	1	国庫補助金		1,000	0	0	0.0
		1	災害臨時特例補助金	1,000	0	0	0.0
			1 災害臨時特例補助金	1,000	0	0	0.0
3	都支出金			8,096,488,000	5,486,997,986	5,441,149,692	67.2
	1	都補助金		8,096,488,000	5,486,997,986	5,441,149,692	67.2
		1	保険給付費等交付金	8,037,550,000	5,448,228,986	5,402,380,692	67.2
			1 普通交付金	7,860,212,000	5,398,279,986	5,352,431,692	68.1
			2 特別交付金	177,338,000	49,949,000	49,949,000	28.2
		2	都補助金	58,938,000	38,769,000	38,769,000	65.8
			1 都補助金	58,938,000	38,769,000	38,769,000	65.8
4	繰入金			1,696,743,000	0	0	0.0
	1	一般会計繰入金		1,696,743,000	0	0	0.0
		1	一般会計繰入金	1,696,743,000	0	0	0.0
			1 保険基盤安定繰入金	425,211,000	0	0	0.0
			2 事務費繰入金	95,190,000	0	0	0.0
			3 出産育児一時金等繰入金	36,400,000	0	0	0.0
			4 財政安定化支援事業繰入金	1,000	0	0	0.0
			5 特定健診・保健指導分繰入金	82,686,000	0	0	0.0
			6 その他一般会計繰入金	1,057,255,000	0	0	0.0
5	繰越金			10,000,000	140,350,527	140,350,527	1403.5
	1	繰越金		10,000,000	140,350,527	140,350,527	1403.5

	1	繰越金	10,000,000	140,350,527	140,350,527	1403.5
	1	前年度繰越金	10,000,000	140,350,527	140,350,527	1403.5
6	諸収入		47,315,000	31,455,255	27,638,142	58.4
	1	延滞金、加算金及び過料	41,300,000	16,177,136	16,177,136	39.2
	1	一般被保険者延滞金	41,000,000	16,092,071	16,092,071	39.2
	1	医療給付費分延滞金	30,000,000	10,555,104	10,555,104	35.2
	2	支援金分延滞金	7,000,000	3,649,699	3,649,699	52.1
	3	介護給付費分延滞金	4,000,000	1,887,268	1,887,268	47.2
	2	退職被保険者等延滞金	300,000	85,065	85,065	28.4
	1	医療給付費分延滞金	200,000	64,065	64,065	32.0
	2	支援金分延滞金	50,000	8,373	8,373	16.7
	3	介護給付費分延滞金	50,000	12,627	12,627	25.3
	2	市預金利子	1,000	0	0	0.0
	1	市預金利子	1,000	0	0	0.0
	1	市預金利子	1,000	0	0	0.0
	3	雑入	6,014,000	15,278,119	11,461,006	190.6
	1	一般被保険者第三者行為納付金	5,000,000	2,953,352	2,820,178	56.4
	1	一般被保険者第三者行為納付金	5,000,000	2,953,352	2,820,178	56.4
	2	退職被保険者等第三者行為納付金	1,000	0	0	0.0
	1	退職被保険者等第三者行為納付金	1,000	0	0	0.0
	3	一般被保険者返納金	1,000,000	12,054,927	8,370,988	837.1
	1	一般被保険者返納金	1,000,000	12,054,927	8,370,988	837.1
	4	退職被保険者等返納金	1,000	20,664	20,664	2066.4
	1	退職被保険者返納金	1,000	20,664	20,664	2066.4
	5	指定公費負担金	1,000	0	0	0.0
	1	指定公費負担金	1,000	0	0	0.0
	6	雑入	11,000	249,176	249,176	2265.2
	1	雑入	11,000	249,176	249,176	2265.2
	合 計		12,860,229,000	9,189,640,822	7,811,589,407	60.7

国民健康保険事業会計 歳出

令和3年12月31日現在(単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
1	総務費			63,881,000	35,234,461	55.2
	1	総務管理費		32,674,000	21,585,434	66.1
		1 一般管理費		29,269,000	19,871,404	67.9
		1 報酬		1,484,000	895,790	60.4
		8 旅費		231,000	10,629	4.6
		10 需用費		8,192,000	5,514,875	67.3
		11 役務費		13,093,000	10,922,804	83.4
		12 委託料		4,840,000	1,381,634	28.5
		13 使用料及び賃借料		786,000	523,712	66.6
		17 備品購入費		10,000	0	0.0
		18 負担金、補助及び交付金		633,000	621,960	98.3
		2 運営協議会費		281,000	191,478	68.1
		11 役務費		50,000	22,078	44.2
		12 委託料		231,000	169,400	73.3
		3 連合会負担金		3,124,000	1,522,552	48.7
		18 負担金、補助及び交付金		3,124,000	1,522,552	48.7
	2	徴税費		31,207,000	13,649,027	43.7
		1 賦課徴収費		31,207,000	13,649,027	43.7
		10 需用費		2,890,000	259,776	9.0
		11 役務費		18,881,000	8,751,266	46.3
		12 委託料		9,416,000	4,637,985	49.3
		17 備品購入費		20,000	0	0.0
2	保険給付費			7,958,214,000	5,406,568,598	67.9
	1	療養諸費		7,013,454,000	4,712,304,162	67.2
		1 一般被保険者療養給付費		6,857,000,000	4,611,340,672	67.3
		18 負担金、補助及び交付金		6,857,000,000	4,611,340,672	67.3
		2 退職被保険者等療養給付費		1,000,000	21,959	2.2
		18 負担金、補助及び交付金		1,000,000	21,959	2.2
		3 一般被保険者療養費		102,000,000	65,886,032	64.6
		18 負担金、補助及び交付金		102,000,000	65,886,032	64.6
		4 退職被保険者等療養費		100,000	0	0.0
		18 負担金、補助及び交付金		100,000	0	0.0
		5 審査支払手数料		53,354,000	35,055,499	65.7
		12 委託料		53,354,000	35,055,499	65.7
	2	高額療養費		868,090,000	649,593,234	74.8
		1 一般被保険者高額療養費		865,390,000	647,907,508	74.9
		18 負担金、補助及び交付金		865,390,000	647,907,508	74.9
		2 退職被保険者等高額療養費		100,000	0	0.0
		18 負担金、補助及び交付金		100,000	0	0.0
		3 一般被保険者高額介護合算療養費		2,500,000	1,685,726	67.4
		18 負担金、補助及び交付金		2,500,000	1,685,726	67.4

	4	一般被保険者高額介護合算療養費	100,000	0	0.0
	18	負担金、補助及び交付金	100,000	0	0.0
3		移送費	150,000	0	0.0
	1	一般被保険者移送費	100,000	0	0.0
	18	負担金、補助及び交付金	100,000	0	0.0
	2	退職被保険者等移送費	50,000	0	0.0
	18	負担金、補助及び交付金	50,000	0	0.0
4		出産育児諸費	54,600,000	29,820,000	54.6
	1	出産育児一時金	54,600,000	29,820,000	54.6
	18	負担金、補助及び交付金	54,600,000	29,820,000	54.6
5		葬祭諸費	7,000,000	4,400,000	62.9
	1	葬祭費	7,000,000	4,400,000	62.9
	18	負担金、補助及び交付金	7,000,000	4,400,000	62.9
6		結核精神医療給付金	12,920,000	9,527,215	73.7
	1	一般被保険者結核精神医療給付金	12,900,000	9,527,215	73.9
	18	負担金、補助及び交付金	12,900,000	9,527,215	73.9
	2	退職被保険者等結核精神医療給付金	20,000	0	0.0
	18	負担金、補助及び交付金	20,000	0	0.0
7		傷病手当金	2,000,000	923,987	46.2
	1	傷病手当金	2,000,000	923,987	46.2
	18	負担金、補助及び交付金	2,000,000	923,987	46.2
3		国民健康保険事業費納付金	4,633,517,000	2,895,945,794	62.5
	1	医療給付費分	3,039,314,000	1,899,570,136	62.5
	1	一般被保険者医療給付費分	3,038,769,000	1,899,230,094	62.5
	18	負担金、補助及び交付金	3,038,769,000	1,899,230,094	62.5
	2	退職被保険者等医療給付費分	545,000	340,042	62.4
	18	負担金、補助及び交付金	545,000	340,042	62.4
	2	後期高齢者支援金等分	1,097,334,000	685,833,085	62.5
	1	一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,097,159,000	685,724,189	62.5
	18	負担金、補助及び交付金	1,097,159,000	685,724,189	62.5
	2	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	175,000	108,896	62.2
	18	負担金、補助及び交付金	175,000	108,896	62.2
	3	介護納付金分	496,869,000	310,542,573	62.5
	1	介護納付金分	496,869,000	310,542,573	62.5
	18	負担金、補助及び交付金	496,869,000	310,542,573	62.5
4		保険事業費	153,335,000	5,325,721	3.5
	1	特定健康診査等事業費	132,093,000	2,189,284	1.7
	1	特定健康診査等事業費	132,093,000	2,189,284	1.7
	12	委託料	614,000	217,537	35.4
	18	負担金、補助及び交付金	2,744,000	1,971,747	71.9
	27	繰出金	128,735,000	0	0.0
	2	保険事業費	21,242,000	3,136,437	14.8
	1	保険衛生普及費	21,242,000	3,136,437	14.8

		10 需用費	28,000	0	0.0
		11 役務費	3,365,000	1,160,650	34.5
		12 委託料	17,849,000	1,975,787	11.1
5		諸支出金	42,000,000	33,911,146	80.7
	1	償還金及び還付金	42,000,000	33,911,146	80.7
		1 一般被保険者保険税還付金及び還付加算金	40,000,000	33,720,622	84.3
		22 償還金、利子及び割引料	40,000,000	33,720,622	84.3
		2 退職被保険者等保険税還付金及び還付加算金	1,000,000	0	0.0
		22 償還金、利子及び割引料	1,000,000	0	0.0
		3 償還金	1,000,000	190,524	19.1
		22 償還金、利子及び割引料	1,000,000	190,524	19.1
6		予備費	9,282,000	0	0.0
	1	予備費	9,282,000	0	0.0
		1 予備費	9,282,000	0	0.0
		合 計	12,860,229,000	8,376,985,720	65.1

予 算 の 執 行 状 況

後期高齢者医療会計 歳入

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
1	保険料			2,295,295,000	2,291,355,050	1,556,982,183	67.8
	1	後期高齢者医療保険料		2,295,295,000	2,291,355,050	1,556,982,183	67.8
		1 後期高齢者医療保険料		2,295,295,000	2,291,355,050	1,556,982,183	67.8
		1 現年度分		2,280,295,000	2,273,423,800	1,551,317,900	68.0
		2 滞納繰越分		15,000,000	17,931,250	5,664,283	37.8
2	使用料及び手数料			2,000	300	900	45.0
	1 手数料			2,000	300	900	45.0
		1 手数料		2,000	300	900	45.0
		1 手数料		2,000	300	900	45.0
3	繰入金			1,411,924,000	0	0	0.0
	1 一般会計繰入金			1,411,924,000	0	0	0.0
		1 一般会計繰入金		1,411,924,000	0	0	0.0
		1 療養給付費繰入金		963,952,000	0	0	0.0
		2 保険基盤安定繰入金		213,000,000	0	0	0.0
		3 事務費繰入金		69,157,000	0	0	0.0
		4 保険料軽減措置費繰入金		121,065,000	0	0	0.0
		5 健康診査費繰入金		44,750,000	0	0	0.0
4	繰越金			1,000,000	44,356,150	44,356,150	4435.6
	1 繰越金			1,000,000	44,356,150	44,356,150	4435.6
		1 繰越金		1,000,000	44,356,150	44,356,150	4435.6
		1 前年度繰越金		1,000,000	44,356,150	44,356,150	4435.6
5	諸収入			108,396,000	51,920,240	51,934,340	47.9
	1 延滞金、加算金及び過料			501,000	289,500	303,600	60.6
		1 延滞金、加算金及び過料		501,000	289,500	303,600	60.6
		1 延滞金、加算金及び過料		501,000	289,500	303,600	60.6
	2 償還金及び還付加算金			2,100,000	0	0	0.0
		1 保険料還付金		2,000,000	0	0	0.0
		1 保険料還付金		2,000,000	0	0	0.0
		2 還付加算金		100,000	0	0	0.0
		1 還付加算金		100,000	0	0	0.0
	3 受託事業収入			97,795,000	51,580,740	51,580,740	52.7
		1 受託事業収入		97,795,000	51,580,740	51,580,740	52.7
		1 健康診査費受託事業収入		56,295,000	20,455,740	20,455,740	36.3
		2 葬祭費受託事業収入		41,500,000	31,125,000	31,125,000	75.0
	4 雑入			8,000,000	50,000	50,000	0.6
		1 雑入		8,000,000	50,000	50,000	0.6
		1 雑入		8,000,000	50,000	50,000	0.6
	合	計		3,816,617,000	2,387,631,740	1,653,273,573	43.3

後期高齢者医療会計 歳出

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
1	総務費			16,645,000	8,450,292	50.8
	1	総務管理費		16,645,000	8,450,292	50.8
		1	一般管理費	9,849,000	4,086,956	41.5
			1 報酬	3,029,000	2,029,930	67.0
			8 旅費	121,000	85,457	70.6
			10 需用費	587,000	297,067	50.6
			11 役務費	2,849,000	1,639,182	57.5
			12 委託料	3,227,000	13,288	0.4
			13 使用料及び賃借料	36,000	22,032	61.2
		2	賦課徴収費	6,796,000	4,363,336	64.2
			10 需用費	1,002,000	698,610	69.7
			11 役務費	4,191,000	2,463,152	58.8
			12 委託料	1,603,000	1,201,574	75.0
2	分担金及び負担金			3,624,163,000	2,229,199,118	61.5
	1	広域連合負担金		3,624,163,000	2,229,199,118	61.5
		1	広域連合負担金	3,624,163,000	2,229,199,118	61.5
		18	負担金、補助及び交付金	3,624,163,000	2,229,199,118	61.5
3	保健事業費			150,708,000	32,026,688	21.3
	1	保健事業費		109,208,000	26,688	0.0
		1	健康診査費	109,208,000	26,688	0.0
			12 委託料	61,000	26,688	43.8
			18 負担金、補助及び交付金	102,000	0	0.0
			27 繰出金	109,045,000	0	0.0
	2	葬祭諸費		41,500,000	32,000,000	77.1
		1	葬祭費	41,500,000	32,000,000	77.1
		18	負担金、補助及び交付金	41,500,000	32,000,000	77.1
4	諸支出金			20,101,000	3,877,700	19.3
	1	償還金及び還付加算金		5,101,000	3,877,700	76.0
		1	保険料還付金及び還付加算金	5,100,000	3,877,700	76.0
			22 償還金、利子及び割引料	5,100,000	3,877,700	76.0
		2	償還金	1,000	0	0.0
			22 償還金、利子及び割引料	1,000	0	0.0
	2	一般会計拠出金		15,000,000	0	0.0
		1	一般会計拠出金	15,000,000	0	0.0
		27	拠出金	15,000,000	0	0.0
5	予備費			5,000,000	0	0.0
	1	予備費		5,000,000	0	0.0
		1	予備費	5,000,000	0	0.0
		28	予備費	5,000,000	0	0.0
	合	計		3,816,617,000	2,273,553,798	59.6

別表 7 (まちづくり推進課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			188,000	0	0	0.0
	2	手数料		188,000	0	0	0.0
		4	土木手数料	188,000	0	0	0.0
			3 都市計画手数料	188,000	0	0	0.0
15	都支出金			50,000	0	0	0.0
	3	委託金		50,000	0	0	0.0
		4	土木費委託金	50,000	0	0	0.0
			2 都市計画費委託金	50,000	0	0	0.0
20	諸収入			11,010,000	5,503,088	5,503,088	50.0
	3	貸付金元利収入		11,000,000	5,500,698	5,500,698	50.0
		2	武蔵野市開発公社貸付金収入	11,000,000	5,500,698	5,500,698	50.0
			1 武蔵野市開発公社貸付金収入	11,000,000	5,500,698	5,500,698	50.0
	6	雑入		10,000	2,390	2,390	23.9
		5	雑入	10,000	2,390	2,390	23.9
			1 雑入	10,000	2,390	2,390	23.9
	合		計	11,248,000	5,503,088	5,503,088	48.9

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			264,000	264,000	100.0
	1	総務管理費		264,000	264,000	100.0
		8	企画調整費	264,000	264,000	100.0
		12	委託料	264,000	264,000	100.0
8	土木費			76,328,000	21,802,602	28.6
	1	土木管理費		3,582,000	1,668,246	46.6
		1	土木総務費	3,582,000	1,668,246	46.6
		7	報償費	20,000	0	0.0
		10	需用費	1,204,000	593,577	49.3
		11	役務費	14,000	0	0.0
		12	委託料	238,000	89,336	37.5
		13	使用料及び賃借料	1,998,000	914,433	45.8
		18	負担金、補助及び交付金	108,000	70,900	65.6
	3	都市計画費		72,746,000	20,134,356	27.7
		1	都市計画総務費	70,464,000	19,711,856	28.0
		1	報酬	8,721,000	5,370,288	61.6
		3	職員手当等	1,252,000	1,154,880	92.2
		4	共済費	1,144,000	680,190	59.5
		7	報償費	270,000	0	0.0
		8	旅費	681,000	138,040	20.3
		10	需用費	4,173,000	1,917,260	45.9
		11	役務費	385,000	248,800	64.6
		12	委託料	44,774,000	6,885,624	15.4
		13	使用料及び賃借料	807,000	455,822	56.5
		14	工事請負費	6,331,000	2,300,000	36.3
		17	備品購入費	155,000	49,489	31.9
		18	負担金、補助及び交付金	1,736,000	477,263	27.5
		26	公課費	35,000	34,200	97.7
		4	建築指導費	2,282,000	422,500	18.5
		1	報酬	1,502,000	312,000	20.8
		8	旅費	141,000	0	0.0
		10	需用費	44,000	1,290	2.9
		11	役務費	50,000	2,800	5.6
		12	委託料	457,000	58,410	12.8
		18	負担金、補助及び交付金	88,000	48,000	54.5
	合	計		76,592,000	22,066,602	28.8

別表 8 (交通企画課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分担金及び負担金			5,000,000	0	0	0.0
	1	負担金		5,000,000	0	0	0.0
		4	土木費負担金	5,000,000	0	0	0.0
			1 道路橋りょう費負担金	0	0	0	—
			2 街路事業費負担金	5,000,000	0	0	0.0
13	使用料及び手数料			4,785,000	2,068,000	2,068,000	43.2
	1	使用料		9,000	9,000	9,000	100.0
		1	総務使用料	9,000	9,000	9,000	100.0
			1 総務管理使用料	9,000	9,000	9,000	100.0
	2	手数料		4,776,000	2,059,000	2,059,000	43.1
		4	土木手数料	4,776,000	2,059,000	2,059,000	43.1
			2 自転車手数料	4,776,000	2,059,000	2,059,000	43.1
14	国庫支出金			39,465,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		39,465,000	0	0	0.0
		4	土木費国庫補助金	39,465,000	0	0	0.0
			2 道路橋りょう費補助金	39,465,000	0	0	0.0
15	都支出金			58,710,000	0	0	0.0
	2	都補助金		58,710,000	0	0	0.0
		6	土木費都補助金	58,710,000	0	0	0.0
			1 土木管理費補助金	1,348,000	0	0	0.0
			2 道路橋りょう費補助金	57,362,000	0	0	0.0
20	諸収入			420,109,000	291,073	291,073	0.1
	4	受託事業収入		419,365,000	0	0	0.0
		2	土木費受託事業収入	419,365,000	0	0	0.0
			2 都市計画事業受託事業収入	419,365,000	0	0	0.0
	6	雑入		744,000	291,073	291,073	39.1
		5	雑入	744,000	291,073	291,073	39.1
			1 雑入	744,000	291,073	291,073	39.1
	合		計	528,069,000	2,359,073	2,359,073	0.4

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
8	土木費			1,436,603,734	470,884,289	32.8
	1	土木管理費		577,513,000	318,930,034	55.2
		2	交通対策費	577,513,000	318,930,034	55.2
			1 報酬	1,124,000	84,000	7.5
			7 報償費	89,000	0	0.0
			8 旅費	218,000	0	0.0
			10 需用費	4,815,000	1,054,496	21.9
			11 役務費	841,000	457,272	54.4
			12 委託料	222,301,000	134,531,106	60.5
			13 使用料及び賃借料	198,563,000	171,932,944	86.6
			14 工事請負費	2,200,000	850,256	38.6
			17 備品購入費	30,000	3,960	13.2
			18 負担金、補助及び交付金	147,332,000	10,016,000	6.8
	2	道路橋りょう費		535,251,876	151,198,445	28.2
		3	道路新設改良費	535,251,876	151,198,445	28.2
			10 需用費	259,000	94,007	36.3
			11 役務費	940,000	887,214	94.4
			12 委託料	126,907,000	8,097,760	6.4
			13 使用料及び賃借料	360,000	117,024	32.5
			14 工事請負費	405,715,000	141,967,350	35.0
			16 公有財産購入費	876	0	0.0
			17 備品購入費	40,000	35,090	87.7
			18 負担金、補助及び交付金	30,000	0	0.0
			21 補償、補填及び賠償金	1,000,000	0	0.0
	3	都市計画費		323,838,858	755,810	0.2
		2	街路事業費	323,838,858	755,810	0.2
			12 委託料	23,652,000	490,600	2.1
			14 工事請負費	13,000,000	185,900	1.4
			16 公有財産購入費	287,046,858	0	0.0
			17 備品購入費	140,000	79,310	56.7
	合	計		1,436,603,734	470,884,289	32.8

別表 9 (道路管理課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
11	交通安全対策特別交付金			12,500,000	6,270,000	6,270,000	50.2
	1	交通安全対策特別交付金		12,500,000	6,270,000	6,270,000	50.2
		1	交通安全対策特別交付金	12,500,000	6,270,000	6,270,000	50.2
			1	交通安全対策特別交付金	12,500,000	6,270,000	50.2
13	使用料及び手数料			259,140,000	266,970,930	266,819,590	103.0
	1	使用料		259,100,000	266,945,130	266,789,290	103.0
		4	土木使用料	259,100,000	266,945,130	266,789,290	103.0
			1	道路使用料	259,100,000	266,789,290	103.0
	2	手数料		40,000	25,800	30,300	75.8
		4	土木手数料	40,000	25,800	30,300	75.8
			1	道路手数料	40,000	30,300	75.8
20	諸収入			45,000	349,401	349,401	776.4
	6	雑入		45,000	349,401	349,401	776.4
		5	雑入	45,000	349,401	349,401	776.4
			1	雑入	45,000	349,401	776.4
	合		計	271,685,000	273,590,331	273,438,991	100.6

一般会計 歳出

令和3年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
8	土木費			841,694,000	278,291,745	33.1
	2	道路橋りょう費		841,694,000	278,291,745	33.1
		1	道路橋りょう総務費	38,246,000	3,472,788	9.1
			8 旅費	190,000	0	0.0
			10 需用費	3,612,000	1,670,046	46.2
			11 役務費	512,000	392,922	76.7
			12 委託料	33,425,000	1,300,000	3.9
			13 使用料及び賃借料	38,000	33,652	88.6
			15 原材料費	169,000	0	0.0
			17 備品購入費	100,000	9,768	9.8
			18 負担金、補助及び交付金	130,000	29,700	22.8
			21 補償、補填及び賠償金	10,000	0	0.0
			26 公課費	60,000	36,700	61.2
		2	道路維持費	539,058,000	211,759,802	39.3
			10 需用費	50,003,000	28,254,758	56.5
			11 役務費	190,000	142,445	75.0
			12 委託料	171,721,000	101,626,369	59.2
			13 使用料及び 賃借料	36,000	31,352	87.1
			14 工事請負費	316,008,000	80,753,928	25.6
			15 原材料費	1,050,000	950,950	90.6
			17 備品購入費	30,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	10,000	0	0.0
			21 補償、補填及び賠償金	10,000	0	0.0
		3	道路新設改良費	83,598,000	50,883,155	60.9
			1 報 酬	3,787,000	2,663,580	70.3
			3 職員手当等	730,000	673,680	92.3
			4 共済費	743,000	443,957	59.8
			8 旅 費	135,000	173,152	128.3
			10 需用費	330,000	30,690	9.3
			11 役務費	53,000	31,708	59.8
			12 委託料	12,447,000	6,325,000	50.8
			14 工事請負費	65,373,000	40,541,388	62.0
		4	橋りょう費	180,792,000	12,176,000	6.7
			12 委託料	22,992,000	8,376,000	36.4
			14 工事請負費	129,800,000	3,800,000	2.9
			21 補償、補填及び賠償金	28,000,000	0	0.0
			合 計	841,694,000	278,291,745	33.1